

2022 White Paper on Small and Medium Enterprises in Japan

令和3年度において講じた 中小企業施策

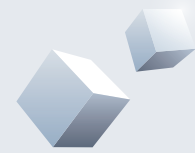


令和3年度において講じた中小企業施策

第1章	新型コロナウイルス感染症対策	540
第1節	事業継続の後押し.....	540
第2節	事業再構築の後押し.....	542
第3節	事業再生等の支援.....	542
第4節	投資促進・販路開拓支援.....	542
第5節	経営環境の整備.....	543
第2章	事業承継・引継ぎ・再生等の支援	544
第1節	事業承継・引継ぎ支援.....	544
第2節	事業再生支援.....	546
第3節	創業支援.....	546
第3章	生産性向上による成長促進	548
第1節	生産性向上・技術力の強化.....	548
第2節	DX化の促進.....	550
第3節	人材・雇用対策.....	551
第4節	地域資源の活用.....	554
第5節	その他の地域活性化施策.....	556
第6節	海外展開支援.....	557
第7節	販路開拓支援.....	561
第4章	取引環境の改善を始めとする事業環境整備等	561
第1節	取引環境の改善.....	561
第2節	官公需対策.....	563
第3節	資金繰り支援.....	564
第4節	経営改善支援の強化.....	565
第5節	小規模事業者の持続的発展支援.....	565
第6節	経営安定対策.....	565
第7節	財務基盤の強化.....	567
第8節	人権啓発の促進.....	568
第9節	経営支援体制の強化.....	568



第5章	災害からの復旧・復興、強靱化	569
第1節	資金繰り支援	569
第2節	二重債務問題対策	570
第3節	工場等の復旧への支援.....	570
第4節	防災・減災対策	571
第5節	その他の対策	572
第6章	業種別・分野別施策	573
第1節	中小農林水産関連企業対策	574
第2節	中小運輸業対策	575
第3節	中小建設・不動産業対策	576
第4節	生活衛生関係営業対策	577
第7章	その他の中小企業施策	577
第1節	環境・エネルギー対策	578
第2節	知的財産活動の促進	579
第3節	標準化の推進.....	582
第4節	調査・広報の推進.....	583



第1章 新型コロナウイルス感染症対策

第1節 事業継続の後押し

1. 緊急事態宣言等の影響緩和に係る一時支援金等【令和2年度予備費：2,490億円、令和2年度補正予算流用額：4,060億円】

(一時支援金)

2021年1月から3月にかけて発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業又は不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人等に対して60万円、個人事業者等に対して30万円を上限に給付を行った。

約57万件の申請に対し、約55万件の中小企業・個人事業者に約2,221億円を給付し、給付を終了した。

(月次支援金)

2021年4月から10月の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等に伴う飲食店の休業・時短営業又は不要不急の外出・移動の自粛の影響により、売上が50%以上減少した中小法人等に対して20万円/月、個人事業者等に対して10万円/月を上限に給付を行った。

2022年2月末時点で、約249万件の申請に対し、約234万件の中小企業・個人事業者に約3,041億円を給付した。

2. 事業復活支援金【令和3年度補正予算：28,032億円】

2021年11月から2022年3月のいずれかの月について、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が50%以上、又は30%以上50%未満減少した中小法人等に対して事業規模に合わせて最大250万円、個人事業者等に対して50万円を上限に給付を行った。

2022年2月末時点で、約37.1万件の申請に対し、約21.8万件の中小企業・個人事業者に約1,090億円を給付した。

3. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金【令和3年度予備費：5,000億円、令和3年度補正予算：67,969億円の内数】

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるように、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」による支援を実施した。2021年4月及び8月には、事業者支援に向けた措置として計6,000億円分の交付限度額を各自治体に通知し、12月には、令和3年度補正予算の成立を受けて、事業者支援にも活用可能な地方単独事業分1兆円分の交付限度額を各自治体に通知した。

4. 雇用調整助成金の特例措置【令和3年度当初予算：6,240億円、令和3年度予備費：217億円、令和3年度補正予算：9,526億円】

雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化等の経済上の理由によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練又は出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものである。

新型コロナウイルス感染症や2020年7月豪雨の影響を受けて事業が縮小した事業主に対しては、雇用調整助成金の特例措置を実施し、支給要件を緩和するとともに、助成率の引上げ、提出書類の簡素化等、更なる雇用調整助成金の特例措置を実施した。

5. 日本政策金融公庫等による資金繰り支援【財政投融资】

新型コロナウイルス感染症の影響により業況が悪化している中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫（危機対応融資）において、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」及び「新型コロナ対策資本金劣後ローン」等を実施した。2020年1月末に新型コロナウイルスに関する特別相談窓口を設置して以降、2022年2月末での新型コロナ関連の融資実績は、約102万件、約19兆3千億円となっている。また、特に業況が悪化している中小企業・小規模事業者を対象に、中小企業基盤整備機構を通じて、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等の貸付金利を当初3年間実質無利子化する措置を実施した。

6. 民間金融機関を通じた資金繰り支援(信用保証制度)

新型コロナウイルス感染症の影響により業況が悪化している中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、危機関連保証やセーフティネット保証4号等を実施した。2020年1月末に新型コロナウイルスに関する特別相談窓口を設置して以降、2022年2月末での新型コロナ関連の保証実績は、約196万件、約37兆1千億円となっている。また、信用補完制度を通じた資金繰り支援として下記を実施した。

- ① 取引先の倒産、自然災害、取引金融機関の経営合理化等により経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者に信用保証協会が通常の保証枠とは別枠での保証を実施した。
- ② 自然災害等の影響により経営の安定に支障を生じた中小企業に対し、セーフティネット保証4号を措置し、また、東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象とした保証制度（東日本震災緊急保証）を引き続き措置した。
- ③ 信用保証協会による複数の借入債務の一本化を通じて中小企業・小規模事業者の足下の返済負担の軽減を図る借換保証や、経営者に事業改善の意欲があるにもかかわらず返済条件の緩和の実施による前向きな金融支援を受けることが困難な中小企業・小規模事業者を支援するため条件変更改善型借換保証を引き続き実施したことに加えて、2020年に創設した事業承継特別保証や経営承継借換関連保証により、我が国の中小企業の課題である事業承継を推進した。
- ④ 信用保証協会の利用者又は利用予定している創業（予定）者、経営改善や事業承継、生産性向上に取り組もうとする中小企業・小規模事業者に対して信用保証協会が地域金融機関と連携して、専門家派遣をはじめとした経営支援を実施し、資金繰り支援と一体となった支援を実施した。

7. 中小企業再生支援協議会【令和2年度3次補正予算：30.0億円、令和3年度当初予算：95.0億円の内数】

各都道府県の商工会議所等に設置した中小企業再生支援協議会において、事業の収益性はあるが、債務超過等の財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者に対し、窓口相談による課題解決に向けたアドバイスや、関係金融機関等との調整も含めた再生計画の策定支援を行った。

また、2020年4月から、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の資金繰りを支援するため、窓口相談や既往債務にかかる最長1年間の元金返済猶予要請や、新規融資を含めた関係

金融機関との調整も含めた資金繰り計画の策定支援（新型コロナ特例リスクスケジュール支援）を開始した。

2020年度の実績は、相談件数5,580件、再生計画の策定完了件数406件であり、新型コロナ特例リスクスケジュール支援開始の影響もあって相談件数は過去最大の年間件数となり、2021年度においても平時を超える見込み。また、制度発足時から2021年12月末までの実績は、相談件数53,129件、再生計画の策定完了件数16,185件となった。

第2節 事業再構築の後押し

1. 中小企業等事業再構築促進事業【令和2年度3次補正予算：11,485億円】

ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、新分野展開や事業転換等中小企業等の思い切った事業再構築を支援した。

通常枠よりも補助率を引き上げた緊急事態宣言特別枠や最低賃金枠、補助上限額を引き上げた卒業枠や大規模賃金引上枠など複数の申請類型を設けることで、様々な事業者のニーズに柔軟に対応した。

第3節 事業再生等の支援

1. （再掲）中小企業再生支援事業協議会【令和2年度3次補正予算：30.0億円、令和3年度当初予算：95.0億円の内数】

2. 中小企業再生ファンド【令和3年度補正予算：757.4億円の内数】

事業再生に取り組む中小企業への経営支援や資金供給等を実施するため、中小企業基盤整備機構と地域金融機関、信用保証協会等が一体となって、中小企業の再生を地域内で支援する地域型ファンドや広域的に支援する全国型ファンドの組成・活用を促進する取組を行った。事業再生に取り組む中小企業への投資機会の拡大を図るため、中小企業基盤整備機構による、ファンド総額の2分の1以内の出資を可能としていたが、令和2年度補正予算および令和3年度補正予算により、出資上限割合を5分の4まで引き上げ、ファンドの組成を促し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業の再生に万全を期した。2021年12月末までに67件のファンドが創設され、ファンドの総額は約2,249億円に上った。また、当該再生ファンドによる投資実績は2021年12月末までに633社、約1,325億円に上った。

3. 中小企業経営力強化支援ファンド【令和2年度第1次補正予算100億円の内数、令和2年度2次補正予算600億円の内数、令和3年度補正予算757.4億円の内数】

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により業況が悪化した、地域経済の中核となる中小企業等の経営力強化と成長を支援した。具体的には、中小企業基盤整備機構からの出資も呼び水に、官民連携の全国ファンド等を組成した上で、資本金性資金の投入ときめ細やかなハンズオン支援を行うことで、経営力の強化と成長を図り、事業再構築や事業再編を促進した。

第4節 投資促進・販路開拓支援

1. 中小企業生産性革命推進事業（特別枠）【令和2年度3次補正予算：2,300億円の内数】

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することを踏まえ、感染拡大を抑えながら経済の持ち直しを図るため、中小企業のウィズコロナ・ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環を実現させるべく「低感染リスク型ビジネス枠」を創設した。

2. サプライチェーン対策のための国内投資促進事業【令和2年度3次補正予算：2,108億円】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、生産拠点の集中度が高く、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材、又は国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材に関して、国内の生産拠点等の整備を進めることにより、製品・部素材の円滑な供給を確保するなど、サプライチェーンの強靱化を図ることを目的とし、設備の導入等を支援した。

3. 海外サプライチェーン多元化支援事業【令和2年度3次補正予算：116.7億円】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、生産拠点の集中度が高く、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材等の日本企業による海外生産拠点の多元化や高度化に向けた設備導入の支援を実施した。

4. 貿易保険による新型コロナウイルス感染症に関する支援策

貿易保険について、新型コロナウイルス感染症拡大による損失は保険金支払い対象となることを公表し、安心して海外ビジネスが継続できるよう情報発信を行った。また、コロナ禍による事業者の業務実施の制約等を踏まえ、必要に応じて保険契約に係る諸手続き、保険事故・回収関連の被保険者義務の猶予等を行った。

第5節 経営環境の整備

1. Go To 商店街事業【令和2年度第1次補正予算：51.0億円、令和2年度第3次補正予算：30.0億円】

感染拡大防止対策を徹底しながら、商店街等が行うオンライン活用事業、新たな商材開発やプロモーション制作など、「地元」や「商店街」の良さを再認識するきっかけとなるような取組を支援した。

2. 両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症対応特例）【令和3年度当初予算：45.6億円の 内数】

両立支援等助成金の育児休業等支援コースにおいては、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により、子どもの世話をする労働者のために特別休暇制度及び両立支援制度を導入し、特別休暇の利用者が出た事業主に対して、2021年4月から同年9月30日の間の休暇について支給した。

また、両立支援等助成金の介護離職防止支援コースにおいては、新型コロナウイルス感染症への対応として、法定の介護休業とは別に家族の介護が必要な労働者のための有給休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を設け、仕事と介護の両立支援制度の内容を含めて周知し、当該休暇を取得させた中小企業事業主に対して支給した。

3. 小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援（小学校休業等対応助成金・支援金）【令和3年度補正予算：55.0億円】

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇

用を問わず、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた企業に対し、2021年8月1日から2022年3月31日の間の休暇について支給した。

また、委託を受けて個人で仕事をする方が、小学校等の臨時休業等に伴い、保護者として子ども世話を行うため、契約した仕事ができなくなった場合、2021年8月1日から2022年3月31日の間に就業できなかった日について支給した。

4. 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援【令和3年度当初予算：9.3億円】

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として医師等の指導により休業が必要とされた妊娠中の労働者が取得できる有給の休暇制度を設け、当該休暇を取得させた事業主に対する助成を行った。

5. 申告・納付期限の延長【税制】

緊急事態宣言の期間が確定申告期間と重なることを踏まえ、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図るため、2020年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告期限・納付期限について2021年4月15日まで延長した。

6. 中小企業活性化パッケージ

年度をまたいだ中小企業の事業継続を後押しするコロナ資金繰り支援の継続や、増大する債務に苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促すため「中小企業活性化パッケージ」を策定した。資金繰り支援として、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫（危機対応融資）等による実質無利子・無担保融資を、融資期間を延長したうえで、令和4年6月末まで引き続き実施する。また、増大する債務への対応として、全国3万以上の認定支援機関を活用した中小企業の収益力改善に向けた計画の策定・実行支援、私的整理を円滑に進めるための民間ルールである「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に基づく事業再生支援、新たに設置する「中小企業活性化協議会」における収益力改善・事業再生・再チャレンジの一元的支援などの総合的な支援策を強力に進める。

第2章 事業承継・引継ぎ・再生等の支援

第1節 事業承継・引継ぎ支援

1. 中小企業再生支援・事業承継総合支援事業【令和3年度当初予算：95.0億円の内数、令和2年度3次補正予算：56.6億円の内数】

2021年4月から、M&A等の事業引継ぎ支援を行う「事業引継ぎ支援センター」に、親族内承継支援を行う「事業承継ネットワーク」を統合し、「事業承継・引継ぎ支援センター」へ発展的に改組した。その上で中小企業者等の円滑な事業承継・引継ぎ促進のため、事業承継診断に基づく支援ニーズの掘り起こしや、事業承継計画の策定、譲渡・譲受事業者間のマッチング等の支援をワンストップで行った。

新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、地域の貴重な経営資源を散逸させることなく次世代へ引継ぐため、事業承継・引継ぎ補助金により、事業承継・引継ぎを契機とする設備投資や販路開拓等の新たな取組や、事業引継ぎ時の専門家活用費用等を支援した。また、承継トライアル実証事業により、後継者に求められる素養・能力と、それらを習得するために必要な後継者

教育の型を明らかにするとともに、事業者のニーズに対して適切な相談対応やマッチング支援を行うため、事業承継・引継ぎ支援センターの支援体制を整備した。

また、事業承継時の経営者保証解除に向けて、「経営者保証に関するガイドライン」の充足状況の確認に加え、専門家による事業者の財務内容の強化等の磨き上げ、金融機関との目線合わせの支援等を実施した。

2. 事業承継円滑化支援事業

全国各地で中小企業の事業承継を広範かつ高度にサポートするため、中小企業支援者向けの研修や事業承継フォーラムによる中小企業経営者等への普及啓発を実施した。

3. 事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策【令和3年度当初予算：95.0億円の内数】

事業承継時に後継者の経営者保証を可能な限り解除していくため、「事業承継に焦点を当てた「経営者保証ガイドライン」の特則」の運用を開始（2020年4月1日）。経営者保証解除に向けて、経営者保証コーディネーターによるガイドライン充足状況の確認や支援体制を構築したほか、事業承継時に一定の要件の下で、経営者保証を不要とする新たな信用保証制度を創設。また、専門家による中小企業の磨き上げ支援、経営者保証解除に関する金融機関との目線合わせへの専門家の同席支援等も実施した。

また、2021年度に統合・発足した事業承継・引継ぎ支援センターに経営者保証コーディネーターを配置することで、事業承継に関する相談時に経営者保証に関する相談にも対応できる体制を整備する等、事業承継時における経営者保証解除の推進に一層注力した。

4. 中小企業の経営資源の集約化に資する税制【税制】

令和3年度税制改正において、経営資源の集約化によって生産性向上等を目指す計画の認定を受けた中小企業が、計画に基づくM&Aを実施した場合に、①設備投資減税 ②雇用確保を促す税制 ③準備金の積立を認める措置を講じた。

5. 個人版事業承継税制【税制】

平成31年度税制改正において、個人事業者の事業承継を促進するため、2019年からの10年間限定で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する制度を創設した。

6. 法人版事業承継税制【税制】

平成30年度税制改正において、「法人版事業承継税制」を抜本拡充し、2018年からの5年以内に特例承継計画を提出し、10年以内に実際に承継を行う者を対象に、非上場株式に係る贈与税・相続税の納税を猶予・免除する特例措置を講じた。

7. 中小企業・小規模事業者の事業再編等に係る税負担の軽減措置【税制】

M&Aにより経営資源や事業の再編・統合を通じて事業の継続・技術の伝承等を図る事業者を支援するため、中小企業等経営強化法上の認定を受けた経営力向上計画に基づいて再編・統合を行った際にかかる登録免許税・不動産取得税を軽減する措置を講じた。

8. 経営承継円滑化法による総合的支援

経営承継円滑化法に基づき、相続人間の一定の合意により、遺留分に伴う相続紛争を防止するため、民法の特例措置を講じた。また、事業承継に伴う各種資金ニーズに対応するための金融支援を講じた。さらに、令和3年8月には、事業承継（M&Aを含む）に伴う株式の集約を円滑化するため、株式買取りの手続きに必要な期間を5年から1年に短縮する会社法の特例を創設した。

9. 小規模企業共済制度

小規模企業共済制度は、小規模企業者である個人事業主や会社等の役員が掛金を積み立て、廃業や引退をした際に共済金を受け取れる制度であり、いわば小規模企業の経営者のための「退職金制度」である。2021年12月末現在で158.1万人が在籍しており、2021年4月から2021年12月までの新規加入者は9.3万人に上った。

第2節 事業再生支援

1. （再掲）中小企業再生支援協議会【令和2年度3次補正予算：30.0億円の内数、令和3年度当初予算：95.0億円の内数】
2. （再掲）中小企業再生ファンド【令和3年度補正予算：757.4億円の内数】

第3節 創業支援

1. ファンド出資事業（起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド）

民間の投資会社が運営する投資ファンドについて、中小企業基盤整備機構が出資（ファンド総額の1/2以内）を行うことで、民間資金の呼び水としてファンドの組成を促進し、創業又は成長初期の段階にあるベンチャー企業（中小企業）や新事業展開等により成長を目指す中小企業への投資機会の拡大を図った。起業支援ファンドについて、平成22年度の制度再編後から2021年12月末時点まで出資先ファンド数47件、出資約束総額約3,303億円、投資先企業数1,299社に至った。また、中小企業成長支援ファンド（中小企業経営力強化支援ファンドを除く）については、出資先ファンド数90件、出資約束総額9,143億円、投資先企業数1,483社に至った（両ファンドともに投資先企業数の実績は、2021年11月末時点）。

2. グローバル・スタートアップ・エコシステム強化事業【令和3年度当初予算：11.3億円】

グローバルで成長するスタートアップのロールモデル創出に向けて、官民で連携し、海外展開を含むスタートアップの育成・支援を行う「J-Startup」プログラムを実施した。また、起業家等100名を対象とした人材育成事業等を行ったほか、政府調達における優遇や、ものづくり系スタートアップの量産化・事業化支援を行った。

3. 起業家教育事業（学びと社会の連携促進事業）【令和3年度当初予算：13.1億円の内数】

将来の起業家を育成するため、高等学校等による起業家教育の導入を推進し、起業への関心や起業家に必要とされるマインドの向上を図った。

4. ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）【令和3年度当初予算：7.0億円の内数】

産学官の連携により、地域の資源と資金（地域金融機関の融資）を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援するため、民間事業者等が事業化段階で必要となる初期

投資費用（ハード整備）について、地方公共団体が助成する経費の一部に対し、交付金として交付した。

5. 中途採用等支援助成金（生涯現役起業支援コース）【令和3年度当初予算：0.1億円】

40歳以上の中高年齢者の雇用機会の創出を図り、生涯現役社会の実現を推進するため、40歳以上の中高年齢者が起業を行い、事業運営のための従業員を雇い入れる際に必要となる、募集・採用や教育訓練にかかる経費の一部を助成するとともに、起業後一定期間経過後に生産性向上が図れた場合には上乗せの助成金を別途支給した。

6. 創業者向け保証

創業者又は創業予定者等の創業資金の円滑な資金繰り支援のため、信用保証制度として創業関連保証等を措置した。令和3年度（2021年12月末まで）の保証承諾実績は、創業関連保証19,740件、約1,083億円、創業等関連保証636件、約62億円となっている。

※2021年8月より、創業等関連保証を創業関連保証に一本化。

7. 新創業融資制度【財政投融資】

日本政策金融公庫を通じて、新たに事業を開始する者や新規開業して税務申告を2期終えていない者に対し、無担保・無保証人で融資を実施した。

8. 女性、若者／シニア起業家支援資金【財政投融資】

女性や35歳未満の若者、55歳以上の高齢者のうち、新たに事業を開始する者または、新規開業して概ね7年以内の者を対象に日本政策金融公庫が優遇金利を適用し、多様な事業者による新規事業の創出を支援した。

9. 再挑戦支援資金（再チャレンジ支援融資）【財政投融資】

日本政策金融公庫を通じて、新たに事業を開始する者又は新規開業して概ね7年以内の者で、事業に失敗した起業家の経営者としての資質や事業の見込み等を評価することにより、再起を図る上で、困難な状況に直面している者に対して融資を実施した。

10. 中小企業・小規模事業者経営力強化融資【財政投融資】

日本政策金融公庫を通じて、認定経営革新等支援機関による指導及び助言を通じ経営革新又は異分野の中小企業と連携して新分野の開拓等を行う中小企業の経営力や資金調達力の強化を支援するため、必要な資金の貸付を行った。

11. 創業支援貸付利率特例制度【財政投融資】

新たに事業を開始する者又は新規開業後税務申告を2期終えていない者への貸付利率を引下げ、創業前・後の円滑な資金調達を支援し、創業しやすい環境の創出や創業機運の醸成を図った。

12. 経営革新支援事業

中小企業等経営強化法に基づき、中小企業が新たな事業活動を行うことで経営の向上を図るために作成し、承認された経営革新計画に対し、低利の融資制度や信用保証の特例等の支援策を通じ、その事業活動を支援した。

1 3. エンジェル税制【税制】

創業間もないベンチャー企業への個人投資家（エンジェル）による資金供給を促進するため、引き続き、本税制の普及啓発を実施し、起業促進に向けた環境整備を図った。

1 4. オープンイノベーション促進税制【税制】

イノベーションの担い手となるスタートアップ企業への新たな資金の供給を促進することを目的として、オープンイノベーションに向けた取組の一環でスタートアップ企業へ出資をする事業会社に対し、税制（法人税の所得控除）の支援を行った。

1 5. 地域における創業支援体制の構築【税制】

地域の創業を促進させるため、産業競争力強化法において、市区町村が民間の創業支援事業者と連携して創業支援等事業計画を作成し、国の認定を受けた場合、計画に基づく創業支援を受けた創業者に対し、信用保証の特例、税制（登録免許税半減）等の支援を行うとともに、創業支援事業者に対し信用保証等の支援を行った。

1 6. わたしの起業応援団

女性の起業を後押しするため、各省関係者・自治体・女性起業家支援機関をメンバーとして2020年に設立した「わたしの起業応援団」は、2022年2月現在、260以上の機関が参画している。2021年度は新たに、実際に起業を志す女性に対して、本ネットワーク会員のうち複数機関が連携して伴走支援を行う事業を実施した。本施策は女性起業家に対して多角的な支援ができるとともに、支援機関にとっても一組織を超えた支援ノウハウを、ハンズオン支援を通じて共有することで、各支援機関のスキル向上、支援機関同士の連携強化を促す目的がある。培ったノウハウ、スキーム、連携の在り方等を調査報告書として取りまとめ、本ネットワーク内で共有し、次年度以降に活用する予定となっている。2022年2月には第2回関係者連絡会議を実施しており、加えて、支援者の育成のための研修等も実施した。

第3章 生産性向上による成長促進

第1節 生産性向上・技術力の強化

1. 中小企業生産性革命推進事業【令和元年度補正予算：3,600億円の内数】

働き方改革、被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入など相次ぐ制度変更等に対応するため、中小企業基盤整備機構が複数年にわたり中小企業の実産性向上を継続的に支援した。

具体的には、①設備導入、IT導入、販路開拓等への支援を一体的かつ機動的に実施するとともに、②先進事例を収集し、各種支援策とともに幅広く情報発信を行った。加えて、③制度変更にかかる相談対応や国内外の事業拡大等にかかる専門家支援等のハンズオン支援を行った。

2. 戦略的基盤技術高度化・連携支援事業【令和3年度当初予算：109億円】

中小企業・小規模事業者が大学、公設試等の研究機関等と連携して行う革新的な研究開発等に関する取組やIT利活用等による新しいサービスモデルの開発等を支援した。(採択件数：戦略的基盤技術高度化支援事業 65 件、商業・サービス競争力強化連携支援事業 13 件)

3. ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業【令和3年度当初予算：10.4億円】

複数の中小企業・小規模事業者等が、事業者間でデータ・情報を共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクトを支援した(2021年度採択者数：41者)。

4. 産業技術総合研究所における中堅・中小企業への橋渡しの取組【産業技術総合研究所運営費交付金 625.8 億円の内数】

産総研の技術シーズと企業等のニーズを橋渡しするコーディネータを 203 名配置した(2021年12月末時点)。中小企業等を支援するコーディネータにより、適切な専門家を紹介し、自社だけでは研究できないテーマについては、受託研究や共同研究などを実施した。

5. 医工連携イノベーション推進事業【令和3年度当初予算：20.8億円】

ものづくり中小企業や医療機関等の連携による医療機器開発を促進するため、開発・事業化事業において本年度は 17 件の採択を行った。

開発資金支援だけでなく、開発初期段階から事業化に至るまでの切れ目なく支援するため、専門家による助言(伴走コンサル)も実施し、事業化を加速させた結果、本事業の支援を受けて上市した製品は、累計 103 製品(約 131 億円の売上げ)となった。

また、2021 年度より、地域の特色を活かした独自性のある拠点整備を進めるとともに事業化人材を中心とした企業等への支援を行うため、地域における医療機器開発エコシステムの構築を目的とする「地域連携拠点自立化推進事業」を新たに開始し、2021 年度は 5 拠点を採択した。

6. SBIR 制度に基づく支援

中小企業等経営強化法から科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律へ SBIR 制度の根拠規定を移管したことにより、イノベーション政策として省庁横断の取組を強化するとともに、これまでの特定補助金等を指定補助金等、特定新技術補助金等に改めた。指定補助金等ではスタートアップ企業等によるイノベーションの促進に向けて、公募・執行に関する各省庁統一的な運用や、段階的に選抜しながらの連続的支援を実施、また新産業の創出につながる新技術開発のための特定新技術補助金等を指定、支出の目標額等の方針の策定により、国の研究開発予算のスタートアップ企業等への提供拡大及び技術開発成果の事業化を図ることとした。さらに、技術開発成果の事業化を促進するため、日本政策金融公庫による特別利率による融資等の事業化支援措置をスタートアップ企業等に周知し、利用促進を図った。

7. 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(中小企業政策関連部分)

第 204 回国会で可決された産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律では、ポストコロナを見据え、中堅企業への成長を促し、海外で競争できる企業を育成するために、中小企業から中堅企業への成長途上にある企業群への支援施策(経営革新計画・経営力向上計画・地域経済牽引事業計画)の拡大、所在不明株主からの株式買取り等の手続きに必要な期間を短縮する特例、下

請中小企業振興法の対象取引の拡大、中小企業とともに事業継続力強化に取り組む中堅企業に対する金融支援等の措置を講じた。

8. 中小企業等経営強化法

第204回国会で可決された産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律に基づき、規模拡大に資する支援策について、資本金によらない新たな支援対象類型を創設し、中小企業から中堅企業への成長途上にある企業群まで対象を拡大するとともに、経営力向上計画の認定を受けて経営資源集約化に取り組む事業者への支援制度の拡充などの措置を講じた。

また、特定事業者等が、経営力向上のための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した経営力向上計画を策定し、認定された事業者に対し、税制面や日本政策金融公庫の融資制度等の金融面の支援を講じた。

また、システムの改修及び操作説明動画の作成等を行い、経営力向上計画の電子申請の普及に努めた。

9. 中小企業経営強化税制【税制】

中小企業等経営強化法に基づき経営力向上計画の認定を受けた中小企業が、その経営力向上計画に基づき経営力向上設備等を取得した場合に、即時償却又は10%の税額控除（資本金3,000万円超の法人の税額控除は7%）ができる措置を講じた。令和3年度税制改正において、修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備を対象に追加し、適用期限を2年延長することとした。

10. 生産性革命のための固定資産税の減免措置

市区町村の導入促進基本計画に適合し、かつ、労働生産性を年平均3%以上向上させるものとして認定を受けた中小企業者等の先端設備等導入計画に記載された一定の機械・装置等であって、生産、販売活動等の用に直接供されるものに係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格にゼロ以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする措置を講じた。

11. 研究開発税制(中小企業技術基盤強化税制)【税制】

中小企業者等に対し、試験研究費の総額に応じて税額控除を認める「中小企業技術基盤強化税制」において、試験研究費の増加割合に応じた税額控除率(12%~17%)を適用する(大企業は一般型で2%~14%)とともに、特別試験研究費(大学、国の研究機関、企業等との共同・委託研究等の費用)の総額に係る税額控除制度、試験研究費の額が平均売上金額の10%相当額を超える場合の控除率の割増措置等を引き続き講じた。さらに、試験研究費の増加割合が一定の割合を超える場合の特例についてその割合を8%から9.4%に見直すとともに、売上げが基準年度と比べ2%以上減少しているにもかかわらず、試験研究費を増加させる場合には、税額控除の上限を5%引き上げる措置を講じた。

第2節 DX化の促進

1. 中小企業支援のDX【令和2年度3次補正予算：9.9億円】

補助金申請等で提出された情報について行政機関や支援機関で共有・活用できるようにして中小企業支援を活性化させていくため、中小企業庁が所管する補助金等の申請データを一元化するためのデータ分析基盤を構築した。

2. 共創型サービス IT 連携支援事業【令和3年度当初予算：5.0億円】

中小サービス事業者及び IT ベンダー等がコンソーシアムを組成し、サービス業の現場の生産性を向上させるべく、API 連携等により複数の IT ツールを連携・組合せたものを導入するとともに、導入後、機能向上（UI や UX の改善を含む）を行い、パッケージ化・汎用化による業界内他社や他地域への当該ツールの普及に資する案件を支援した。

3. AI 人材連携による中小企業課題解決促進事業【令和3年度当初予算：5.5億円】

(1) 実際の現場の課題を媒介に 25 社の中小企業が本事業で育成した AI 人材とマッチングし、協働で課題解決を実施した。(2) 類似の課題に対して、本事業の事例を活用できるよう、中小企業向けに AI 導入ガイドブックを策定した。

4. 地域未来デジタル・人材投資促進事業（地域企業デジタル経営強化支援事業）【令和3年度当初予算：11.7億円の内数】

地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者が、規模成長に向けて取り組む、システムを活用した経営管理体制の強化のための課題整理、計画策定及びシステム導入を、7件採択し支援した。また、デジタル経営の普及啓発に向けた優良事例の調査、広報事業を実施した。

5. 地域未来デジタル・人材投資促進事業（地域産業デジタル化支援事業）【令和3年度当初予算：11.7億円の内数】

地域未来牽引企業等と IT 企業等が連携して取り組む、新事業実証（試作、顧客ヒアリング、事業性評価と改善）による地域産業のデジタル化のモデルケースの創出、地域へのモデルケースの横展開を、62件採択し支援した。また、地域での新事業実証の環境整備として、経産省 HP で公開している公設試験研究機関の保有機器等の検索システムを更新するとともに、地域未来牽引企業の経営状況の調査等を実施した。

6. 中小企業サイバーセキュリティ対策促進事業【令和3年度当初予算：2.0億円】

「サイバーセキュリティお助け隊サービス」の普及に向けた制度の運用を行うとともに、中小企業を含むサプライチェーン全体でのセキュリティ強化の取組を支援した。また、地域の関係者間でのセキュリティに関する「共助」の関係構築や、国や専門家からの情報提供やお助け隊サービス等の施策展開を各地域で円滑に行える環境の整備のため、地域に根付いたセキュリティ・コミュニティの形成を促進した。

7. IT 活用促進資金【財政投融资】

中小企業の生産性向上に寄与する IT 活用を促進するため、日本政策金融公庫による融資を着実に実施した（2021年度の実績は12件、2.3億円（2021年12月末時点））。

第3節 人材・雇用対策

1. 地域中小企業人材確保支援等事業【令和3年度当初予算：10.5億円の内数】

中小企業・小規模事業者が抱える経営課題の解決に即した多様な人材を多様な形態で確保できるよう、企業の魅力発信やマッチングの促進等を実施した。また、地域の経営支援機関等における人材確保支援ノウハウの向上や、ネットワーク作り等の支援を全国8地域で行った。

2. 中小企業大学校における人材育成事業【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

中小企業の経営者等を対象に、経営課題の解決に資する研修を実施した。また、交通アクセス改善に向けて「サテライト・ゼミ」や、ウェブ活用型研修「WEBee Campus」の拡充等を行った。

3. 地域未来デジタル・人材投資促進事業（戦略的ツール活用型若者人材移転支援事業）【令和3年度当初予算：11.7億円の内数】

都市部の若者人材の採用に向けて、採用活動の支援事業者や地方自治体と一体となって、採用戦略の策定、多様な求人ツールの活用、リモート面接等に一气通貫で取り組む地方の中小・中堅企業を支援する実証事業を行った。

4. サプライヤー応援隊事業【令和3年度当初予算額：10.5億円の内数】

民間団体等が、中小企業・小規模事業者の次世代自動車への対応等を支援する人材（サプライヤー応援隊）を育成し、派遣することにより、自動車産業の底上げを図る事業を支援した。事業実施にあたり、2021年度においては計7拠点を整備した。

5. 労働者の雇用維持対策【令和3年度当初予算：6,240億円、令和3年度予備費：217億円、令和3年度補正予算：9,526億円】

雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化等の経済上の理由によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練又は出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものである。

新型コロナウイルス感染症や2020年7月豪雨の影響を受けて事業が縮小した事業主に対しては、雇用調整助成金の特例措置を実施し、支給要件を緩和するとともに、助成率の引上げ、提出書類の簡素化等、更なる雇用調整助成金の特例措置を実施した。

6. 魅力ある職場づくりに向けた雇用管理の改善の支援【令和3年度当初予算：87.1億円】

人材確保等支援助成金においては、2020年度に実施した助成の他、中小企業事業主が、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組むことを目的としてテレワーク用通信機器等の導入・運用、就業規則等の作成・変更等を実施し、テレワークの適切な運用を経て従業員の離職率の低下が図られた場合に助成を行う「テレワークコース」を創設した。

7. 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）【令和3年度当初予算：17.5億円の内数】

地域における雇用の創出及び安定を図るため、雇用機会の不足している地域等において事業所の設置又は整備を行い、併せて地域の求職者等を雇い入れる事業主に対して、設置等の費用及び雇入れ人数に応じて助成を行う地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）を支給した。

8. 中途採用等支援助成金（UIJターンコース）【令和3年度当初予算：1.7億円の内数】

東京一極集中の是正を図るとともに、人手不足に直面する地域の企業の人材確保を図るため、地方公共団体が地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用して実施する移住支援事業により移住した者を雇い入れた事業主に対して、その採用活動に要した経費の一部を助成した。

9. 地域活性化雇用創造プロジェクト【令和3年度当初予算：102.7億円の内数】

地域における良質で安定的な雇用機会の確保に向けた取組を推進するため、産業政策と一体となって実施する正社員雇用機会の確保に向けた都道府県の取組に対する支援を実施した。

また、新型コロナウイルス感染症の影響等を受けた地域雇用を再生するため、産業政策と一体となって実施する事業主の業種転換や多角化による雇用の場の確保、求職者のキャリアチェンジを伴う再就職等を促進する都道府県の取組に対する支援を実施した。

10. 成長分野等への人材移動の促進【令和3年度当初予算：34.8億円】

労働移動支援助成金（再就職支援コース）により、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者（再就職援助計画対象者等）に対する再就職支援を民間職業紹介事業者への委託等により行う事業主に対して助成を行った。

また、再就職援助計画対象者等を早期に雇い入れた事業主に対して労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）を支給し、当該労働者に対して訓練を実施した事業主に対してはさらに追加の助成を行う。2021年度においては当面の間、優遇助成（生産性指標等により一定の成長性が認められる企業が、事業再編等を行う企業等から離職した者を雇い入れた場合の助成）について、新型コロナウイルス感染症の影響により離職した45歳以上の者を離職前と異なる業種の事業主が雇い入れた場合に、助成額の加算を行った。

加えて、中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）により、中途採用者の能力評価、賃金、処遇の制度を整備した上で中途採用者の採用を拡大させた事業主に対する助成を行った。

11. 人材確保対策推進事業【令和3年度当初予算：45.0億円】

人材不足分野のマッチング支援のため、全国の主要なハローワークに設置する「人材確保対策コーナー」を中心に、きめ細やかな職業相談・職業紹介、求人者への助言・指導等を実施した。

12. 若者雇用促進法に基づくユースエール認定制度【令和3年度当初予算：5.2億円の内数】

若者の雇用管理が優良な中小企業について、「青少年の雇用の促進等に関する法律」（昭和45年法律第98号）に基づき、厚生労働大臣が「ユースエール認定」企業として認定し、中小企業の情報発信を後押しすることにより、当該企業が求める人材の円滑な採用を支援した。

13. 最低賃金の引き上げに向けた中小企業・小規模事業者支援【令和3年度当初予算：144.6億円、令和3年度補正予算額：135.1億円】

最低賃金・生産性向上による賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援として、

① 働き方改革に関する相談等にワンストップで対応するため、「働き方改革推進支援センター」を全国（47カ所）に設置し、無料の相談対応・専門家派遣を実施した。

- ② 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業の労働時間短縮や賃上げに向けて生産性向上に資する取組を行った中小企業団体に対し、その取組に要した費用を助成した。
- ③ 全国の中小企業・小規模事業者を対象として、生産性向上のための設備投資等を行い、事業場内最低賃金(事業場内で最も低い時間給)を一定額以上引き上げた場合に、その設備投資などに要した費用の一部を助成した。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に業況が厳しい中小企業・小規模事業者を対象とし、助成対象となる設備投資等の範囲を拡大した特例コースを創設した。

1 4. キャリアコンサルティングの普及促進

企業(人事管理・人材育成)、労働力需給調整機関(職業マッチング)、学校(キャリア教育)などにおいて、キャリアコンサルティングの普及を進めた。また、2016年4月に国家資格化されたキャリアコンサルタントについて、養成と周知に取り組んだ。さらに、2020年度に運営開始したキャリア形成サポートセンターにおいて、労働者等に対するキャリアコンサルティング機会の提供とともに、企業に対するセルフ・キャリアドック(※)の導入を推進した。

(※)企業がその人材育成ビジョン・方針に基づき、キャリアコンサルティング面談と多様なキャリア研修などを組み合わせて、体系的・定期的に従業員の支援を実施し、従業員の主体的なキャリア形成を促進・支援する総合的な取組、また、そのための企業内の「仕組み」。

1 5. 所得拡大促進税制【税制】

雇用増や賃金引上げにより所得拡大を図る中小企業等を支援するため、①雇用者給与等支給額を前年度より1.5%以上増加させた場合には、雇用者給与等支給額の増加額の15%の税額控除、さらに、②雇用者給与等支給額を前年度より2.5%以上増加させ、かつ、人材投資や生産性向上に取り組む場合には、雇用者給与等支給額の増加額の25%の税額控除ができる措置を講じた。

第4節 地域資源の活用

1. 新事業創出支援事業【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

中小企業基盤整備機構の全国10支部・事務所にマーケティング等に精通した専門家を配置し、中小企業等経営強化法、中小企業地域産業資源活用促進法、農商工等連携促進法に基づく事業計画の策定により、新事業に取り組む中小企業等に対して一貫してきめ細やかな支援を行った。

2. JAPANブランド育成支援等事業【令和3年度当初予算：8.0億円】

中小企業者等が海外展開やそれを見据えた全国展開のために、新商品・サービスの開発・改良、ブランディングや、新規販路開拓等の取組を行う場合に、その経費の一部を補助した。その際、海外展開においては現地のマーケットに関する知見やネットワークを持つ支援機関・支援事業者を活用しながら事業を実施することが極めて重要であることから、経済産業省が有力な支援機関・支援事業者を「支援パートナー」として選出・公表し、中小企業と支援パートナーとの出会いの場を創出した。

3. 各種展示会や商談会等による販路開拓支援【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

中小企業・小規模事業者が農商工連携や地域資源活用等により開発した商品・サービス等について、中小企業基盤整備機構を通じて、展示会や商談会等の開催を行い、販路開拓・拡大を支援した。

4. 販路開拓コーディネート事業【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

中小企業基盤整備機構に商社・メーカー等出身の販路開拓の専門家（販路開拓コーディネーター）を配置し、中小企業者等が新商品・新技術・新サービスについて、首都圏・近畿圏におけるテストマーケティング活動の実践を通じ、新たな市場への手掛かりをつかむとともに、販路開拓の力をつけることを支援した。

5. J-GoodTech【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

中小企業基盤整備機構を通じて、ニッチトップやオンリーワンなどの優れた技術・製品を有する日本の中小企業の情報をウェブサイトに掲載し、国内大手メーカーや海外企業につなぐことで、中小企業の国内外販路開拓を支援した。

6. 地域商店街の活性化に向けた総合的支援

地域商店街活性化法に基づき、商店街活性化事業計画を国が認定した商店街等について、支援措置を講じた。

7. 全国商店街支援センターによる人材育成等

中小企業関係4団体が共同で設立した「全国商店街支援センター」において、人材育成、ノウハウ提供等の支援を行った。2022年3月末時点で、72件支援した。

8. 企業活力強化資金(流通・サービス業関連)【財政投融资】

中小事業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化並びに空き店舗等の解消を図るため、日本政策金融公庫が必要な資金の貸付を行った。2021年12月末時点で、1,430件支援した。

9. 中心市街地活性化協議会運営支援事業【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

中心市街地活性化協議会の設立・運営にあたって、中小企業基盤整備機構に設置された中心市街地活性化協議会支援センターを中心に、各種相談対応、HPやメールマガジンでの情報提供、交流会の開催によるネットワーク構築支援等を行った。2022年2月末時点で、228件の相談対応を実施した。

10. 中心市街地商業等活性化アドバイザー派遣事業【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

中心市街地活性化協議会等が抱える様々な課題に対応するため、中小企業基盤整備機構に登録された商業活性化に関する各分野の専門家を派遣した。2022年2月末時点で、7地域に専門家を派遣した。

11. 中心市街地商業活性化診断・サポート事業【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

中心市街地活性化協議会等が行う中心市街地における商業活性化の取組を支援するため、中小企業基盤整備機構における専門的ノウハウを活用し、セミナー等の企画・立案支援・講師の派遣や、個別事業の実効性を高めるための助言・診断・課題整理・情報提供等を行った。2022年2月末時点で、13地域でセミナーを開催し、60地域へ助言等を実施した。

1 2. 地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業【令和3年度当初予算：5.5億円】

中小事業者等のグループが商店街等において行う、地域住民のニーズに沿った新たな需要を創出する施設等の導入や最適なテナントミックスの実現に向けた実証事業を地方公共団体が支援する場合に、国がその費用の一部を補助するもの。2022年3月末時点で、14件採択した。

また、地域に外部の専門人材を派遣し、テナントミックスの実現に向けた推進体制の構築や計画策定等を後押しするワークショップを全国27地域で実施するとともに、取組を普及するためのシンポジウムを全国8カ所で開催した。

1 3. 中心市街地活性化のための税制措置【税制】

中心市街地活性化法による認定を受けた「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」に基づいて行われる不動産の取得等に対し、その不動産の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率を1/2とする措置を講じた。2022年3月末時点で、12件支援した。

第5節 その他の地域活性化施策

1. 小規模事業者持続的発展支援事業【令和元年度補正予算：3,600億円の内数】

小規模事業者持続化補助金において、事業者が、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、販路開拓に取り組む費用を支援（2022年2月時点の採択数：47,669件）した。また、共同・協業販路開拓支援補助金において、地域経済を支える小規模事業者等が互いに足らざる経営資源を補いながら商品やサービスを展開していく取組を支援（2022年2月時点の採択数：261件）した。

2. 地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業【令和3年度当初予算：5.6億円】

地域・社会課題を地域で持続的に解決していくため、地域内外の中小企業等が地域内の関係主体と連携しつつ、5地域以上で共通する課題の解決と収益性との両立を目指す取組を21件支援した。また、地域・社会課題解決を目指すオーガナイザーの立ち上げに関する事業計画を7件策定した。

3. 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【令和3年度当初予算：10.8億円】

ビジネスプランに基づいた経営を推進していくため、地方公共団体が、小規模事業者の経営計画作成や販路開拓等を支援する場合に、国がその支援施策の実行に係る経費の一部を支援（交付決定数：26件）した。

4. (再掲)ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）【令和3年度当初予算：7.0億円の内数】

5. 観光産業等生産性向上資金【財政投融资】

観光産業等の生産性向上及び観光消費の底上げを通じた日本経済の活性化を図るため、中小企業に対して日本政策金融公庫が必要な資金の貸付を行った。

6. 小規模事業者経営改善資金融資事業（マル経融資）【財政投融资】

小規模事業者を金融面から支援するため、商工会、商工会議所、都道府県商工会連合会の経営指導を受けている小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行った（2021年度の実績は、1万9,227件、1,052億円（2021年12月末時点））。

7. 小規模事業者経営発達支援融資事業【財政投融资】

事業の持続的発展に取り組む小規模事業者を支援するため、小規模事業者支援法第7条に基づく経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所による経営指導を受ける小規模事業者に対し、日本政策金融公庫が低利で融資を行った（2021年度の実績は、3件、1億円（2021年12月末時点））。

8. 小規模事業者支援法による経営発達支援計画の認定

小規模事業者支援法第7条に基づき商工会・商工会議所が関係市町村と共同して、小規模事業者の技術の向上、新たな事業分野の開拓、その他の小規模事業者の経営の発達に資する計画を作成し、経済産業大臣が認定する。2020年度（第8回）において、421計画（448単会、446市町村）の認定を行った。

9. 地域経済を牽引する企業に対する集中的な支援

地域未来投資促進法に基づき都道府県が承認する地域経済牽引事業計画について、2021年12月までに3,141計画が承認され、これらの計画に係る地域の特性を生かして地域経済を牽引する事業に対し、税制措置・金融措置・規制緩和・予算措置等による支援を行った。また、地域経済の中心となる担い手となりうる「地域未来牽引企業」に対して、予算措置等により販路開拓や設備投資等を集中的に支援した。

10. 地方拠点強化税制【税制】

地方における雇用創出のため、企業の本社機能（事務所、研究所、研修所）を東京23区から地方へ移転する場合や地方において拡充をする場合に、税制上の措置を引き続き講じた。具体的には、計画の認定を受けた企業のオフィス等に係る建物等の取得等について、取得価額の15%（移転型事業の場合、25%）の特別償却若しくは取得価額の4%（移転型事業の場合、7%）の税額控除の選択適用又はその地方拠点における雇用者数の増加に応じた税額控除を講じる措置、及び企業の地方拠点強化に係る地方交付税による減収補填措置等を講じた。

第6節 海外展開支援

1. （再掲）JAPANブランド育成支援等事業【令和3年度当初予算額：8.0億円】

2. 中小企業海外ビジネス人材育成支援事業（中小企業・小規模事業者人材対策事業）【令和3年度当初予算：10.5億円の内数】

中小企業の海外ビジネス担当者を対象に、座学学習に加え、グループワークを通じた課題解決の実践や、海外の市場調査経験ができるプログラムを提供した。加えて、非対面・遠隔での商談形態が浸透していることを踏まえ、こうした商談の成立において重要となる、資料作成やプレゼンテーション、会議運営等の技術の習得を支援した。

3. 技術協力活用型・新興国市場開拓事業【令和3年度当初予算：41.5億円の内数】

我が国企業の新興国市場獲得支援のため、以下の事業を実施した。

- ①日本国内での受入研修、海外現地への専門家派遣、海外高等教育機関での寄附講座開設等の取組により、日本企業の開発途上国への海外進出を促進した。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響による渡航制限下において、遠隔指導ツールも最大限に活用して事業を実施し、98名の対面指導及び3,930名の遠隔指導を実施した（令和3年度12月末現在）。
- ②日本企業が高度外国人材の活用を進めることを通じて競争力を高める機会を提供するべく、日本企業による海外学生等を対象とし、オンラインツールを活用したインターンシッププログラムを実施した。
- ③中堅・中小企業が新興国の企業・大学等と共同で進める現地の社会課題の解決のための製品・サービスの開発や現地事業創出支援等への補助を実施。令和3年度は10案件の補助を行った。

4. 安全保障貿易管理の支援【令和3年度当初予算：18.2億円の内数】

外国為替及び外国貿易法に基づく安全保障貿易管理の実効性を向上させるため、企業の大多数を占める中小企業を対象に輸出管理の知識普及・啓発及び管理体制構築を支援した。機微技術や貨物を保有する中小企業等を調査し、輸出管理体制の構築を促すとともに、中小企業等を対象とした安全保障貿易管理に係る説明会及び相談会を開催し、専門家による輸出管理体制構築支援を行った。また、輸出管理の相談窓口を設置し、専門家による無料相談対応等を通じて、輸出管理体制の構築を促した。

2022年1月までに、web会議システムによる説明会を36回開催するとともに、個別相談会を38社に対して、また専門家による輸出管理体制構築支援を前年度からの継続も含め58社に対し実施した。

5. 新輸出大国コンソーシアム【令和3年度当初予算：252.9億円の内数】

ジェトロ、中小企業基盤整備機構、商工会議所、商工会、金融機関等の支援機関を結集するとともに、幅広い分野における298名の専門家を確保し（2022年1月24日時点）、海外展開を図る中堅・中小企業に対して、事業計画の策定から販路開拓、現地での商談サポートに至るまで総合的な支援をきめ細やかに実施した。

6. 越境EC等利活用促進事業【令和3年度当初予算：252.9億円の内数】

ジェトロが60以上の海外主要ECサイト等に「ジャパンモール」を設置し、日本の商品の販売促進を実施した。また、中堅・中小企業等の海外有力バイヤーとのマッチングを目的に、複数のBtoBの通年型オンライン展示会への出展支援を実施し、約1,350社が活用した。

7. 中堅・中小企業輸出ビジネスモデル調査・実証事業【令和3年度当初予算：2.5億円】

中堅・中小企業の自立的な輸出拡大を目指し、デジタルプラットフォーム上での販売を支援するビジネスモデル、フードテックの海外展開に関するビジネスモデルなど8事業者の新たなビジネスモデルの実証を支援した。

8. 現地進出支援強化事業【令和3年度当初予算：12.2億円】

情報提供、海外展示会やオンライン商談会等を通じた販路拡大支援、商談後のフォローアップ、現地進出後の事業安定・拡大支援（プラットフォーム事業）など、段階に応じた支援を提供し、支援のオンライン化を図りながら国内外でシームレスに実施した。また、中小企業が多く進出している国の税制等について、セミナーの実施等により、海外展開を行う中小企業の税務に係る体制整備を支援した。

9. 中堅・中小企業の海外展開等を通じた地域活性化支援事業【令和3年度補正予算：32.9億円】

日英 EPA の発効や RCEP 協定の署名を機に、今後拡大が見込まれる海外市場等への販路開拓を加速するため、以下の支援を行った。

- (1) EC を活用する中堅・中小企業の商品開発や海外主要 EC サイトに設置するジャパンモールへの出店支援
- (2) 新輸出大国コンソーシアムによる海外展開計画の策定・商談等の支援
- (3) JFOODO を通じた地域産品の海外販路開拓のための現地支援及び現地プロモーション支援
- (4) JETRO 海外事務所に配置されたアドバイザーによる、進出企業の拠点設置や操業等に係る相談対応
- (5) EPA 利活用促進のための情報提供・相談体制の強化
- (6) デジタル・グリーン等重要分野における日本企業と有望な海外スタートアップ企業等の連携・協業を支援するオープンイノベーション・プラットフォーム（J-Bridge）を開設
- (7) 英国の EU 離脱に伴う英国及び EU の制度等に関するセミナーや個別相談、サプライチェーンの見直し等の支援

10. JICA 海外協力隊（民間連携）の活用及び帰国隊員とのマッチング【令和3年度当初予算：1,507億円の内数】

国際協力機構（以下「JICA」という。）においては各企業のニーズに合わせ、社員を JICA 海外協力隊として途上国に派遣する民間連携の制度を活用し、グローバル社会で活躍できる人材の育成に努めた。また、帰国した JICA 海外協力隊の進路開拓支援の一環として、特定の途上国を熟知した人材（協力隊員）の採用を希望する企業の情報を帰国隊員に国際キャリア総合情報サイト（Partner）を通じて提供することや、これら企業と帰国隊員とが直接対話できる交流会や帰国報告会等をオンラインで開催した。

11. JICA 中小企業・SDGs ビジネス支援事業【令和3年度当初予算：1,507億円の内数】

中小企業等が有する優れた技術や製品、アイデアを用いて、途上国が抱える課題の解決と企業の海外展開、ひいては各地の地域経済活性化も兼ねて実現することを目指した。

さまざまな事業ステージに対応する支援メニューとして、「基礎調査」、「案件化調査」及び「普及・実証・ビジネス化事業」を通じ、途上国の開発ニーズと中小企業の製品・技術のマッチングを支援した。

2020年度後半に導入した、提案企業と地域金融機関が連携して海外展開を検討・調査することで、途上国の課題を解決するSDGsビジネスの実現性を高めるとともに、地域活性化に一層資することを目的とする「地域金融機関連携案件」を継続的に募集した。

1 2. 中小企業等の海外展開支援（中小企業製品を活用した機材供与）【令和3年度当初予算：1,632億円の内数】

途上国政府の要望や開発ニーズに基づき、日本の中小企業等の製品を供与することを通じ、その途上国の開発を支援するのみならず、中小企業等の製品に対する認知度の向上等を図った。

1 3. 中堅・中小企業向け海外安全対策啓発【令和3年度当初予算：0.4億円の内数】

海外安全に関する情報に接する機会に限られる中堅・中小企業向けに、「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」（以下「マニュアル」という。）、「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」（以下「ネットワーク」という。）、インターネット広告、オンラインを活用したセミナー等を通じ、コロナ禍での安全対策を含む情報提供・啓発を行った。また、令和2年度補正予算で作成したマニュアルの新エピソードのアニメ化を実施したほか、中小企業基盤整備機構などネットワーク参加組織の機関誌、ホームページ、メールマガジン等に複数回にわたり外務省から寄稿を行い、情報が中堅・中小企業関係者の目に直接触れる機会を増やした。

1 4. 中小企業の貿易保険利用における企業信用調査料の減免措置

中小企業の貿易保険を活用した輸出支援のため、貿易保険を利用する際の格付付与に必要な取引先の信用情報の提供について、日本貿易保険（以下「NEXI」という。）が代わって信用情報を取得し、その費用を負担する措置を引き続き講じた。2008年より3件としていた無料での信用調査を2015年度から8件に拡大した。

1 5. 中小企業による貿易保険の利用促進のための普及・広報活動（セミナー・相談会等）

中小企業による貿易保険の利用を促進するため、中小企業向けのホームページを刷新。日本政策金融公庫や日本貿易振興機構（以下、JETRO）等が全国で主催するセミナーや提携地方銀行等の行員勉強会等にNEXIから講師を派遣し、貿易保険の普及啓発を行った。説明会等では、中小企業向け商品である中小企業・農林水産業輸出入代金保険を中心に、わかりやすい紹介動画や漫画冊子を活用し、貿易保険の一層の理解と普及に努めた。

1 6. 貿易保険へのアクセス改善

中小企業の海外展開を支援するため、NEXIは、2011年12月に地方銀行11行との提携による「中小企業海外事業支援ネットワーク」を発足した。提携機関は年々拡大し、また、2016年には信用金庫とも提携を行うことで信金ネットワークを構築。現在では、全国110金融機関によるネットワークを構築している（2022年2月現在）。

1 7. 民間損保企業との協業による海外投資保険の提供（NEXI再保険スキーム）

中堅・中小企業の海外展開を支援するため、貿易保険法の施行令を2019年7月に改正し、NEXIが、民間損保企業から海外投資保険の再保険を引き受けることを可能とした。大手損保企業を中心に、同年8月以降、全国の損保代理店を通じ、海外投資保険を提供開始した。

18. 海外展開・事業再編資金【財政投融资】

日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）を通じて、経済の構造的変化に適応するために海外展開または海外展開事業の再編を行うことが経営上必要な中小企業、もしくは海外展開事業の業況悪化等により、本邦内における事業活動が影響を受けている中小企業の資金繰りを支援するための融資に加え、中小企業の海外子会社に対する直接融資の特例（クロスボーダーローン）による必要な融資を実施した。

第7節 販路開拓支援

1. 小規模事業者対策推進等事業【令和3年度当初予算：53.2億円】

小規模事業者支援法第7条に基づき認定を受けた「経営発達支援計画」に沿って商工会・商工会議所が取り組む伴走型の小規模事業者支援を推進し、小規模事業者の需要を見据えた事業計画の策定や販路開拓等を支援（採択数：1,429件）した（伴走型小規模事業者支援推進事業）。また、全国商工会連合会、日本商工会議所が各地の商工会、商工会議所等と連携して行う地域産業の活性化や観光ルート開発など地域の経済活性化に向けた取組を支援した（地域力活用新事業創出支援事業）。さらに、新型コロナウイルスによる影響や働き方改革等の制度改革等による諸課題に対し、小規模事業者が円滑に対応できるよう全国団体を通じて商工会・商工会議所等が窓口相談・巡回指導や講習会等を行うための専門家派遣を行った（専門家派遣等事業）。

2. （再掲）地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【令和3年度当初予算：10.8億円】

3. （再掲）小規模事業者持続的発展支援事業【令和元年度補正予算：3,600億円の内数】

第4章 取引環境の改善を始めとする事業環境整備等

第1節 取引環境の改善

1. 下請等中小企業の取引条件の改善【令和3年度当初予算：36.7億円の内数、令和3年度補正予算：8.0億円の内数】

「未来志向型の取引慣行に向けて」（2016年9月）の公表以降、中小企業庁では、取引適正化に向けた重点5課題（①価格決定方法の適正化、②支払条件の改善、③型取引の適正化、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止）を設定し、サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善に向けた取組を行ってきたところ。

2021年度は、新型コロナウイルスの感染拡大による中小企業の状況や最低賃金を含む人件費の上昇、原油価格高騰などの影響を踏まえ、(1)パートナーシップ構築宣言の推進、(2)「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（2021年12月27日）に基づく価格転嫁対策、(3)価格交渉促進月間、(4)「取引適正化に向けた5つの取組」の公表など、特に、価格転嫁のしやすい取引環境の整備に向け必要な対策を講じてきた。2021年度に実施した具体的な取組内容としては、下記の通り。

(1) パートナーシップ構築宣言の推進

中小企業・小規模事業者に経営環境悪化のしわ寄せが及ばないよう、サプライチェーン全体の共存共栄や、取引適正化を目指す「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業数拡大に向け、関係省庁・関係団体を通じて事業者にも周知を行った。2022年3月末までに6,000社超が宣言した。

(2) パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ

中小企業等が賃上げの原資を確保出来るよう、コスト上昇分を適切に転嫁できることを目的とし、2021年12月27日に「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」がとりまとめられた。同パッケージに基づき、1～3月を「集中取組期間」として、中小企業庁と公正取引委員会は、事業所管省庁などとも連携し、下請法の執行強化等、価格転嫁に向けた取組を実施した。

(3) 価格交渉促進月間

初めての取組として、労務費や原材料費等の上昇などが下請価格に適切に反映されることを促すため、9月を「価格交渉促進月間」として位置づけ、価格交渉、ひいては価格転嫁を促進するための取組を実施した。広報や講習会を集中的に実施するとともに、月間終了後の10月以降には、下請Gメンによる中小企業2千社へのヒアリング調査や、同4万社へのアンケート調査など、フォローアップ調査を実施し、その結果を公表した。また、その結果に基づき、価格転嫁や価格協議の状況について、問題があるおそれがある発注側企業に対して、下請中小企業振興法（以下、「下請振興法」という。）に基づく「助言」を実施した。

さらに、9月に次いで価格交渉の頻度の高い3月も「価格交渉促進月間」として位置づけ、各種取組を実施した。年2回、「価格交渉促進月間」を実施することで、価格交渉の定着と浸透を図っていく。

(4) 取引適正化に向けた5つの取組

2022年2月に開催された「第3回 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において、萩生田経済産業大臣から「取引適正化に向けた5つの取組」を発表した。(2)の「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」の実施に加え、取引適正化の実現に向けた一層の取組強化を行う。具体的には、①価格交渉のより一層の促進、②パートナーシップ構築宣言の大企業への拡大、実効性の向上、③下請取引の監督強化、④知財Gメンの創設と知財関連の対応強化、⑤約束手形の2026年までの利用廃止への道筋に取り組む。

2. 下請代金支払遅延等防止法（下請法）の適用【令和3年度当初予算：36.7億円の内数】

中小企業庁は、約22万件の親事業者及び当該親事業者と下請取引を行う約5万件の下請事業者に対して定期調査を実施するとともに、下請法違反事実に関する情報提供・申告等を行うための「申告情報受付窓口」により、下請法違反に関する情報収集を行った。親事業者へ立入検査等を行い、うち支払遅延、下請代金の減額、買ったたき等の下請法違反又は違反のおそれが認められた親事業者に対し、改善指導を行うなど、下請法の厳格な運用に努めた。

3. 下請中小企業振興法（下請振興法）に基づく対応【令和3年度当初予算：36.7億円の内数】

2021年8月、大企業と中小企業との取引の適正化をはかるため、対象取引類型の拡大や、国による調査規定の創設、発注書面交付の促進、下請中小企業取引機会創出事業者認定制度の新設等の内容を含む、改正下請振興法が施行された。また、本法改正に合わせ、下請中小企業取引機会創出事業者の認定に必要な事項を定めるため、振興基準の改正も行った。また、2021年9月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査結果を踏まえ、価格転嫁や価格協議の状況について、問題があるおそれがある発注側企業に対して、下請振興法に基づく助言（注意喚起）を行った。

4. 下請かけこみ寺の運営【令和3年度当初予算：36.7億円の内数】

全国48か所に設置した「下請かけこみ寺」において、中小企業の取引に関する相談対応裁判外紛争解決手続（ADR）を実施した。

5. 講習会・セミナーの開催等【令和3年度当初予算：36.7億円の内数、令和3年度補正予算：8.0億円の内数】

オンライン形式の講習会として、①価格交渉促進月間の実施にあわせた、中小企業の担当者を対象とする価格交渉サポートセミナーや、②下請法の違反行為を未然に防止するための親事業者の調達担当者等を対象とした下請法や下請ガイドラインに関するセミナーを開催した。

6. 消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業【令和3年度当初予算：36.7億円の内数】

消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、全国に消費税転嫁対策調査官を配置した。併せて公正取引委員会と合同で大規模な書面調査を実施して違反行為の情報を収集し、取引先に買ったたき等の消費税転嫁拒否行為を行っている可能性がある事業者に対し、立入検査等を実施した。違反行為が確認された場合は、違反事業者に対して改善指導を行った。

7. デジタル取引環境整備事業【令和3年度当初予算：5.3億円】

デジタルプラットフォーム（オンラインモール、アプリストア）を利用する中小事業者等（出店事業者、デベロッパー等）向けに、取引上の悩みや相談に専門の相談員が無料で応じる「デジタルプラットフォーム取引相談窓口」を設置するとともに、各種デジタルプラットフォームを巡る取引環境等を把握するための市場調査等を実施した。

第2節 官公需対策

1. 中小企業・小規模事業者の受注機会増大のための取組【令和3年度当初予算：36.7億円の内数】

（1）令和3年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の策定及び周知

「令和3年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」を9月24日に閣議決定し、中小企業・小規模事業者向けの契約比率を61%、契約金額を約4兆8,240億円と目標設定し、次の措置を新たに盛り込んだ。

①最低賃金額の引上げが予定されていたことから、受注者である中小企業・小規模事業者が最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図ることができるよう柔軟に契約額の変更に応じること。

②新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する配慮を強化するため、入札参加機会の確保のための柔軟な対応等を行うこと。

また、基本方針を周知徹底するために、次の取組を実施した。

①経済産業大臣から各府省等の長、都道府県知事、全市町村の長及び東京特別区の長（1,805団体）に対し、文書により「基本方針」の趣旨を説明するとともに、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるよう要請した。

② 地方自治体に対する「基本方針」の周知徹底を図るため、説明会（官公需確保対策地方推進協議会）を11月から12月にかけて10回開催した。

③ 都道府県に対して官公需施策の取組の推進等に関する情報共有や協力要請を行うため、都道府県中小企業者調達推進協議会を8月に開催した。

(2) 「官公需情報ポータルサイト」の運用

中小企業・小規模事業者が官公需に関する発注情報を入手しやすくするため、国等や地方公共団体がホームページで提供している発注情報等を中小企業・小規模事業者が一括して入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営した。

第3節 資金繰り支援

1. セーフティネット貸付【財政投融资】

日本政策金融公庫が、社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化を来している中小企業・小規模事業者等の資金繰りを支援した。2021年度の貸付実績は、約4千9百件、約630億円となった（2021年12月末時点）。

2. 資本金劣後ローンの推進【財政投融资】

日本政策金融公庫が、新事業展開や経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者に対し、財務体質を強化するとともに、民間金融機関からの資金調達を円滑に図るため、金融機関の資産査定上自己資本とみなし得る一括償還の資金（資本金資金）を供給することで、中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援した。2021年度の貸付実績は、約30件、約36億円となった（2021年12月末時点）。

3. 日本政策金融公庫による設備投資の推進等補給金【財政投融资】

日本政策金融公庫が、新事業やビジネスモデルの転換等、生産性向上を図るための設備投資について適用利率を引き下げることで、中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援した。本制度の運用開始後2021年12月末までの貸付実績は、約4,300件、約1,100億円となった。

4. 沖縄の中小企業金融対策【令和3年度当初予算：4,286億円の内数】

沖縄振興開発金融公庫を活用した沖縄の中小企業対策は、日本政策金融公庫が行う業務・取組について同様に行うとともに、沖縄の特殊事情を踏まえ独自の貸付制度を実施した。

5. （再掲）小規模事業者経営改善資金融資事業（マル経融資）【財政投融资】

6. （再掲）小規模事業者経営発達支援融資事業【財政投融资】

7. （再掲）中小企業・小規模事業者経営力強化融資【財政投融资】

8. 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業

借入金の返済負担等の財務上の問題を抱え、金融支援を伴う本格的な経営改善を必要とする中小企業・小規模事業者等に対して、中小企業等経営強化法に基づく認定支援機関（税理士、公認会計士、地域金融機関等）による経営改善計画策定支援や当該計画に係るフォローアップに要する費用の一部を負担（2/3）し、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高が減少している事業者は上限額の範囲内で、複数回利用を可能とした。2021年4月から12月末における相談件数は3,512件、新規受付件数は1,072件となり、制度発足時（2013年3月）から2021年12月末までの実績は、相談件数63,534件、新規受付件数は20,767件となった。また、資金繰り管理

や採算管理などの早期の経営改善計画の策定を必要とする中小企業・小規模事業者に対して、認定支援機関による早期経営改善計画策定支援に係る費用の一部を負担（2/3）した。2021年4月から12月末における相談件数は2,198件、新規受付件数は996件となり、制度発足時（2017年5月）から2021年12月末までの実績は、相談件数19,635件、新規受付件数14,191件となった。

9. 金融行政における中小企業・小規模事業者に対する経営支援の強化等

金融機関に対し、担保・保証に過度に依存することなく、取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価（事業性評価）することを通じて、企業に有益なアドバイスとファイナンスを行うよう促した。

第4節 経営改善支援の強化

1. （再掲）認定支援機関による経営改善計画策定支援事業

2. 経営支援と一体となった高度化融資による設備資金の支援【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

工場団地・卸団地、ショッピングセンター等の整備、商店街のアーケード・カラー舗装等の整備などを行う中小企業組合等に対して、都道府県と中小企業基盤整備機構が一体となってその設備資金を長期・低利（又は無利子）で貸付けた。貸付けに際しては、事前に事業計画について専門的な立場から診断・助言を行った。

第5節 小規模事業者の持続的発展支援

1. （再掲）小規模事業者経営改善資金融資事業（マル経融資）【財政投融资】

2. （再掲）地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【令和3年度当初予算：10.8億円】

3. （再掲）小規模事業者持続的発展支援事業【令和元年度補正予算：3,600億円の内数】

4. （再掲）小規模事業者経営発達支援融資事業【財政投融资】

5. （再掲）小規模事業者支援法による経営発達支援計画の認定

第6節 経営安定対策

1. 原油価格上昇等に対する中小企業対策

ウクライナ情勢の緊迫化及び原油高の影響を受けた中小企業・小規模事業者に対する支援策として、2022年3月に以下の対策を行った。

（1）特別相談窓口の設置

日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、都道府県商工会連合会、都道府県中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構各地域本部及び各地方経済産業局に「ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」を設置し、ウクライナ情勢の変化や、原油価格上昇の影響

により資金繰りに困難を来している中小企業者に対する資金繰りや経営に関する相談を受け付けた。

(2) セーフティネット貸付の運用緩和

日本政策金融公庫等が実施するセーフティネット貸付の要件を緩和し、支援対象を原油高等により今後の影響が懸念される事業者にまで拡大するとともに、金利を引き下げる方針を決定した。

(3) 下請事業者に対する配慮要請

関係事業者団体約1,500団体に対して、原材料・エネルギーコスト増加分の適正な価格転嫁等を要請する経済産業大臣名の文書を発出した。

2. コロナ下における燃料油価格激変緩和対策事業【令和3年度予備費：3,500億円、令和3年度補正予算：500億円】

原油価格高騰対策として、年末から春先までを見通せるように、農業・漁業・運輸業等の業種別の対策などに加え、時限的・緊急避難的な燃料油価格激変緩和事業を行った。具体的には、ガソリン価格の全国平均が170円以上の場合、円建ての原油価格の変動による卸価格上昇分につき、ガソリン・軽油・灯油・重油1リットルあたり上限5円の範囲内で支給することで、燃料油の卸価格抑制を通じて、小売価格の急騰を抑制した。2022年1月24日のガソリン価格の全国平均が170.2円となったため、1月27日から支給を開始した。

さらに、ロシアによるウクライナ侵略によるエネルギー市場の高騰から国民生活や日本経済を守るため、3月4日に官房長官の下で「原油価格高騰等に関する関係閣僚会合」において、「原油価格高騰に対する緊急対策」をとりまとめた。激変緩和事業については、当面の間の緊急避難的措置として、急激な価格上昇を抑制するよう、元売事業者等に対する支給額の上限を5円から25円に大幅に引き上げることとした。3月10日から支給額を拡充するとともに、業種別の対策など、様々な対策を重層的に講じることで、国民生活や企業活動への影響を最小限に抑えていくこととした。

3. 中小企業倒産防止共済制度(経営セーフティ共済制度)【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】

中小企業倒産防止共済制度は、取引先企業の倒産により売掛金債権の回収が困難となった場合に、積み立てた掛金の額に応じて無利子、無担保、無保証人で共済金の貸付けを行う制度を継続した。2021年12月末現在で58.5万者在籍している。

4. 経営安定特別相談事業

経営の危機に直面した中小企業の経営上の様々な問題の解決に資するため、全国の主要な商工会議所及び都道府県商工会連合会に「経営安定特別相談室」を設置し、本相談室において、経営安定に関する幅広い分野の経営相談が円滑に実施されるよう日本商工会議所及び全国商工会連合会の実施する指導事業等の支援を実施した。

5. 中小企業BCP(事業継続計画)普及の促進

自然災害等による事業中断を最小限にとどめることを目的に、BCP(事業継続計画)の策定を促進することを目的に「中小企業BCP策定運用指針」を作成し、公表した。

6. ダumping輸入品による被害の救済【令和3年度当初予算：18.2億円の内数】

貿易救済措置のうちアンチダumping措置は、他国企業から我が国に対するダumping輸入により、国内産業が損害を受けた際に、国内産業からの申請に基づき政府が調査を実施した上で関税を賦課することにより、公正な市場競争環境を確保する措置である。

2020年6月に開始した大韓民国産炭酸カリウムの調査は2021年6月に終了し、不当廉売関税の課税確定措置を発動し、2020年8月に開始した大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムの不当廉売関税の課税延長調査は2021年8月に終了し、課税期間を5年間延長した。2022年2月には中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査を開始した。

また、アンチダumping措置の共同申請に向けた検討のモデルケース及び延長モデル申請書を策定した他、企業等への説明会や業界別輸入モニタリングシステムの導入、WTO協定整合的に調査を行うための調査研究を実施した。

7. 中小企業防災・減災投資促進税制【税制】

中小企業等経営強化法における「事業継続力強化計画」又は「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者が、当該計画に記載された、自家発電設備や止水板等の防災・減災設備を取得し、事業の用に供した場合に、特別償却ができる措置を講じた。また、令和3年度税制改正において無停電電源装置及び感染症リスクに備えるサーモグラフィーを対象に追加する等対象の見直しを行ったと共に適用期限の延長を行った。

第7節 財務基盤の強化

1. 中小企業等の法人税率の特例【税制】

中小企業の年間800万円以下の所得金額に対する法人税率を、19%から15%に引き下げる措置を講じた。令和3年度税制改正において、適用期限を2年延長することとした。

2. 中小企業投資促進税制【税制】

機械装置等を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（税額控除は資本金3,000万円超の法人を除く）ができる措置を講じた。令和3年度税制改正において、適用期限を2年延長することとした。

3. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度【税制】

取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、年間300万円を限度に、全額損金算入することができる措置を講じた。

4. 欠損金の繰越控除・繰戻還付【税制】

欠損金の繰越控除は、当期の事業年度に生じた欠損金を繰り越して翌期以降の事業年度（繰越期間：10年間）の所得金額から控除することができる措置を講じた。また、欠損金の繰戻還付は、当期の事業年度に生じた欠損金を1年繰戻して法人税の還付を請求することができる措置を講じた。

5. 交際費等の損金不算入の特例【税制】

交際費等を支出した場合、①定額控除限度額（年間 800 万円）までの損金算入または②支出した接待飲食費の 50%までの損金算入のいずれかを選択適用できる措置を講じた。

6. 中小企業投資育成株式会社による支援

中小企業投資育成株式会社において、中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、株式、新株予約権、新株予約権付社債等の引受けによる投資事業及び経営相談、事業承継支援等の育成事業を実施した。

第8節 人権啓発の促進

1. 人権教育・啓発活動支援事業【令和3年度当初予算：1.9億円】

健全な経済活動の振興を促進するため、事業者を対象とした人権啓発のためのセミナー等の啓発事業を実施した。また、小規模事業者等が多く、特に重点的な支援が必要な地域又は業種に係る小規模事業者等の活性化のため、経営等の巡回相談事業及び研修事業を実施した。

第9節 経営支援体制の強化

1. 中小企業連携組織支援対策推進事業【令和3年度当初予算：6.1億円】

中小企業組合を支援する専門機関の全国中小企業団体中央会等を通じて、経営革新・改善に取り組む中小企業組合等に対して、その実現化に向けた取組を支援した。さらに、外国人技能実習生受入事業を行う中小企業組合（監理団体）等の事業が適正に行われるように支援を行った。

2. 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【令和2年度第3次補正予算：9.8億円、令和3年度当初予算：40.9億円】

①新型コロナウイルスによる影響も含めた中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置した。

②地域の支援機関では解決困難な課題に対して、それぞれの課題に対応した専門家を派遣し、その解決を支援した。

③新型コロナウイルスにおける経営支援ニーズの高まりを踏まえ、データ活用等による新しい経営支援のあり方を検討するための実証調査を実施した。

3. 中小・小規模事業者向け経営相談体制強化事業【令和2年度2次補正予算：94.0億円の内数】

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上減少等の影響を受けた中小・小規模事業者が多く発生している中で、様々な支援が実施されているところ、商工会・商工会議所等の経営支援機関に寄せられる相談が増加している状況にある。このため、必要な支援を中小・小規模事業に届け、雇用の維持と事業の継続が可能な環境を整備するため、全国団体を通じて47都道府県商工会連合会及び515商工会議所について相談員を配置する事で経営支援機関の体制強化を実施した。

4. ローカルベンチマークの活用促進

ローカルベンチマークの活用促進や活用人材育成のため、支援機関等に対し、2021年5月に公表したローカルベンチマーク・ガイドブックを用いたセミナーを複数回開催した。また、ローカルベンチマークを活用したモデル事例の構築や、既存の活用事例の収集など、ローカルベンチマークのさらなる普及・促進のための取組を実施した。

第5章 災害からの復旧・復興、強靱化

第1節 資金繰り支援

1. 被災中小企業への資金繰り支援（政策金融）【財政投融资】

東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫（危機対応融資）において、「東日本大震災復興特別貸付」を継続的に実施した（商工組合中央金庫は、2020年3月で新規受付を終了）。本制度の運用開始後、2021年12月末までの貸付実績は、約30万4,000件、約6兆1,000億円となった。また、東日本大震災においては、原発事故に係る警戒区域等の公示の際に当該区域内に事業所を有していた中小企業・小規模事業者や、地震・津波により事業所等が全壊・流失した中小企業・小規模事業者に対して、県の財団法人等を通じ、貸付金利を実質無利子化する措置を引き続き実施した。さらに、令和元年台風第19号等や令和2年7月豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、日本政策金融公庫において「令和元年台風第19号等特別貸付」、「令和2年7月豪雨特別貸付」を実施。本制度の運用開始後2021年12月末までの貸付実績は、令和元年台風第19号等特別貸付が約1,600件、約245億円、令和2年7月豪雨特別貸付が約220件、約27億円となった。

2. マル経・衛経融資の貸付限度額・金利引下げ措置の拡充【財政投融资】

東日本大震災、令和元年台風第19号等、新型コロナウイルス感染症及び令和2年7月豪雨災害により直接又は間接的に被害を受けた小規模事業者に対し、無担保・無保証人・低利で利用できる日本政策金融公庫によるマル経・衛経融資の貸付限度の拡充や金利の引下げを実施した。

3. 被災中小企業への資金繰り支援（信用保証）

信用補完制度により、①取引先の倒産、自然災害、取引金融機関の経営合理化等により経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者に信用保証協会が通常の保証枠とは別枠での保証を実施し、②自然災害等の影響により経営の安定に支障が生じた中小企業に対し、セーフティネット保証4号を措置し、また、東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象とした保証制度（東日本大震災復興緊急保証）を引き続き措置、③信用保証協会による複数の借入債務の一本化を通じて、中小企業・小規模事業者の足下の返済負担の軽減を図る借換保証や、経営者に事業改善の意欲があるにもかかわらず、返済条件緩和の実施による前向きな金融支援を受けることが困難な中小企業・小規模事業者を支援するため、条件変更改善型借換保証を引き続き実施、2020年に創設した事業承継特別保証や経営承継借換関連保証により、わが国中小企業の課題である事業承継を推進、⑤信用保証協会の利用者又は利用を予定している創業（予定）者、経営改善や事業承継、生産性向上に取り組もうとする中小企業・小規模事業者に対して信用保証協会が地域金融機関と連携して、専門家派遣をはじめとした経営支援を実施し、資金繰り支援と一体となった支援を実施した。

4. 原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」

原子力発電所事故の被災区域に事業所を有する中小企業等が福島県内において事業を継続・再開する場合に必要な事業資金（運転資金・設備資金）に対する長期・無利子の融資を行った。

第2節 二重債務問題対策

1. 「産業復興相談センター」及び「産業復興機構」による再生支援【令和3年度当初予算：7.4億円】

東日本大震災の被災各県における中小企業再生支援協議会の体制を拡充するかたちで2011年度に設置した総合相談窓口である「産業復興相談センター」と、債権買取等を行う「産業復興機構」による中小事業者等の事業再生支援を引き続き実施した。産業復興相談センターでは、2022年2月28日までに事業者からの相談を累計7,029件受け付けており、関係金融機関等による金融支援の合意を取り付けた案件は累計1,453件（うち産業復興機構による債権買取決定案件は累計339件）となった。

2. 再生可能性を判断する間の利子負担の軽減

東日本大震災及び原子力発電所の事故による被害を受けた中小事業者等が産業復興相談センターを活用した事業再生に取り組む際に、再生計画策定支援等の期間中に発生する利子を補填することにより、早期の事業再生の実現を図ることを目的とする事業であり、2011年度に創設した。本施策については、2021年度も引続き実施した。

3. 「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」による再生支援

被災事業者の二重債務問題に対応するため、東日本大震災事業者再生支援機構では、旧債務に係る返済負担の軽減等の支援を実施した。平成24年3月5日の業務開始以来、第1期復興・創生期間（2021年3月末まで）の終了までに2,939件の相談を受け付けており、そのうち747先の事業者に対して、債権買取等の再生支援を行う旨の決定をした。支援決定した事業者747先のうち、231先については再生支援が完了した（2021年12月末現在）。

第3節 工場等の復旧への支援

1. 中小企業組合等協同施設等災害復旧事業【令和3年度当初予算：64.3億円】

東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進するため、中小企業等グループが作成する復興事業計画に基づき、計画実施に必要な施設・設備の復旧にかかる費用に対して、国が1/2、県が1/4を補助し、被災した中小企業等グループ等の施設の復旧等に対して支援を行った。

2. 施設・設備の復旧・整備に対する貸付け

東日本大震災により被害を受けた中小企業者が、県から認定を受けた復興事業計画に基づいて、その計画を実施するために必要な施設・設備の復旧・整備を行う場合に、中小企業基盤整備機構と県が協力して、必要な資金の貸し付けを行った。

3. 仮設工場・仮設店舗等整備事業【令和3年度当初予算：9.9億円の内数】

東日本大震災の被害を受けた中小企業者等の早期事業再開を支援するため、中小企業基盤整備機構が仮設工場や仮設店舗等を整備し被災市町村あて譲渡を行い、当該市町村が被災事業者に原則無償で区画を貸し出す仮設施設整備事業を実施。2022年1月末までに6県53市町村648案件の施設を設置した。また、2014年4月より仮設施設の本設化、移設、撤去に要する費用の仮設施設有効活用等助成事業を実施し、2022年1月末までに196案件の助成を行った。

4. なりわい再建支援事業【令和3年度補正予算：46.2億円】

令和2年7月豪雨に係る被災地域の経済・雇用の早期回復を図るため、復興事業計画に基づき、計画実施に必要な施設・設備の復旧にかかる費用に対して、主に国が1/2、県が1/4を補助し、被災した中小企業等の施設の復旧等に対して支援を行った。

5. なりわい再建資金利子補給事業【令和3年度補正予算：0.3億円】

令和2年7月豪雨の被災地域において、中小企業等が行う施設復旧等の費用を補助する、なりわい再建支援事業を措置し、当該事業を活用して復旧する事業者に対して、自己負担分の借入に係る利子補給を3年間実施することで、融資の実質無利子化を行った。

6. 中小企業等グループ補助金（なりわい再建支援事業）【令和3年度補正予算：51.3億円】

令和3年福島県沖地震に係る被災地域の復旧及び復興を促進するため、中小企業等グループが作成する復興事業計画に基づき、計画実施に必要な施設・設備の復旧にかかる費用に対して、国が1/2、県が1/4を補助し、被災した中小企業等グループ等の施設の復旧等に対して支援を行った。

7. 被災小規模事業者再建事業（持続化補助金）【令和2年度予備費：113.5億円、令和2年度3次補正予算：11.4億円】

令和2年7月豪雨により直接又は間接的に被害を受けた小規模事業者に対して、本補助事業を実施し、早期に新たな経営計画を作成し、事業再建に取り組むにあたり、その経営計画に沿って販路開拓に取り組むために要する経費の一部を支援した（2022年2月時点の採択件数：970件）。

8. 事業復興型雇用確保事業

被災地の深刻な人手不足による雇用のミスマッチに対応するため、産業政策と一体となった雇用面での支援を実施した。

第4節 防災・減災対策

1. 中小企業強靱化対策事業【中小企業基盤整備機構の内数】

中小企業基盤整備機構の地域本部等に自然災害等の専門家を配置し、自然災害等に係る相談等にワンストップで対応する。中小企業に対し、自然災害に対する事前の取組を促進するため「事業継続力強化計画」等を普及啓発するためのシンポジウムやセミナー、計画策定を支援するための専門家派遣等を実施した。

2. 中小企業等経営強化法（事業継続力強化計画）

中小・小規模事業者が自然災害等に対する防災・減災の取組をまとめた「事業継続力強化計画」を認定し、認定をうけた事業者に対して金融支援や税制措置など計画を実行するための支援措置を講じた（2021年12月末現在で3.7万者を認定）。

3. （再掲）中小企業防災・減災投資促進税制【税制】

4. 社会環境対応施設整備基金（BCP融資）【財政投融资】

中小企業による、災害発生時の事業継続の観点から防災に資する設備等の整備を支援するもので、中小企業が策定したBCPや、国から認定を受けた事業継続力強化計画に基づき、防災・減災に資する施設等の整備を行うために必要な整備資金及び長期運転資金の貸付を行った。

5. 小規模事業者支援法による事業継続力強化支援計画の推進

小規模事業者支援法第5条に基づき、商工会・商工会議所が、地域の防災を担う市町村と連携し、事業継続力強化のための支援を行う計画を作成し、都道府県知事が認定する。2022年1月末時点において、46都道府県においてガイドラインを策定し、各都道府県のガイドライン等に基づき907計画が認定された。

第5節 その他の対策

1. 特別相談窓口等の設置

被災地域等の中小・小規模事業者に対して、日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、中小企業基盤整備機構地域本部等及び経済産業局に設置した相談窓口において被災中小企業者等からの経営・金融相談等にきめ細かく対応した。

2. 中小企業電話相談ナビダイヤルの実施

どこに相談したらよいか困っている中小企業のために、一つの電話番号で最寄りの経済産業局につながる「中小企業電話相談ナビダイヤル」を実施した。

3. 特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発コース）【令和3年度当初予算：0.7億円】

東日本大震災による被災離職者等の方を、ハローワーク等の紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給した。

4. 原子力災害対応雇用支援事業

原子力災害被災12市町村及びその出張所等所在自治体において、民間企業・NPO等への委託により、福島県の被災求職者の一時的な雇用・就業機会を創出した上で、人材育成を実施し生活の安定を図った。

5. 放射線量測定指導・助言事業【令和3年度当初予算：0.3億円】

避難指示区域等の見直しにより原子力災害被災企業の事業再開や企業立地の進展が見込まれることから、福島県内企業等からの要請に応じて、専門家チームを派遣するとともに、福島県内の事業所において、工業製品等の放射線量測定等に係る指導・助言を行い、工業製品等に係る風評被害払拭に取り組んだ。

6. 福島イノベーション・コースト構想 地域復興実用化開発等促進事業【令和3年度当初予算：57.0億円】

ロボット技術等の福島イノベーション・コースト構想の重点分野（*）について、地元企業との連携等による地域振興に資する実用化開発等の費用の補助を行った。

* 廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産、医療関連、航空宇宙の分野を言う。

また、福島県浜通り地域等の自治体と連携して実用化開発を行う民間企業等に対し、重点的な支援を行うための新たな制度を創設した。

7. 中小・小規模事業者の事業再開等支援事業【156.3億円（基金）】

福島県の原子力被災12市町村の働く場の創出や、買い物をする場などまち機能の早期回復を図るため、被災事業者等の事業再開や創業に要する設備投資等の費用の一部を補助した。2021年度からは、特定復興再生拠点区域等における事業再開を促進するため、補助率・補助額の拡充を行った。

8. 輸送等手段の確保支援事業【令和3年度当初予算：0.9億円】

福島県の原子力被災12市町村の被災事業者等に対して、衣・食・医等に関する生活関連商品等の提供や広域的な移動サービスの提供に必要となる輸送手段を確保する事業、企業活動に必要な製成品等を共同して輸送する事業に要する費用の一部を補助した。

9. 人材マッチングによる人材確保支援事業【令和3年度当初予算：4.0億円】

福島県の原子力被災12市町村において、被災事業者等の人材不足を解消するため、人材コーディネータが個々の人材ニーズを踏まえた適切な媒体による求人情報を発信し、人材確保支援を行った。

10. 6次産業化等へ向けた事業者間マッチング等支援事業【令和3年度当初予算：5.2億円】

被災事業者等の販路開拓や新ビジネス創出等のため、企業間取引拡大に向けたマッチング等の支援を行った。

11. 福島相双復興官民合同チーム専門家支援事業【97.0億円（基金）】

福島県の原子力被災12市町村の被災事業者等の事業・なりわいの再建、事業者の自立等を促進するため、官民合同チームが、被災事業者等の個々の事情に応じたきめ細やかなコンサルティング支援を行った。

12. 地域の伝統・魅力等の発信支援事業【令和3年度当初予算額：1.9億円】

福島県の伝統・魅力等を発信する民間団体等の支援及び有効な発信手段の選定、発信手段と親和性のあるコンテンツの制作、発信後の効果測定等の実施により、原子力被災12市町村を中心とした風評被害の払拭や交流人口増加による事業基盤の安定を目指すための広報活動等を支援した。

13. 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金【令和3年度当初予算：215.1億円】

東日本大震災及び原子力災害によって産業が失われた浜通り地域等において、工場等の新增設を支援し企業立地を促進することにより、被災者の「働く場」を確保し、雇用の創出及び産業集積を図り、自立・帰還を加速させた。加えて、住民の帰還や産業の立地を促進するため、商業回復を進めた。また、福島県浜通り地域等の厳しい雇用情勢を踏まえ、雇用要件を緩和しつつ、新たに経済効果要件を求める制度を創設した。

第6章 業種別・分野別施策

第1節 中小農林水産関連企業対策

1. 中小農林水産事業者向け支援

(1) 食料産業・6次産業化交付金【令和3年度当初予算：18.9億円】

6次産業化の推進に向けて、農林漁業者と多様な事業者が連携して行う地域資源を活用した新商品開発や販路開拓等の取組、加工・販売施設等の整備及び新たな高付加価値商品等の創出・事業化に必要な技術実証、マーケティング等を支援した。

(2) 地域食農連携プロジェクト（LFP）推進事業【令和3年度当初予算：1.5億円】

地域の農林水産物が地域産業の中で有効活用されるように、地域の食と農に関する多様な関係者が参画した地域食農連携プロジェクト（LFP）を構築し、地域の関係者が自発的に企画・実行する持続的なビジネスの創出を支援した。

(3) 木材産業等高度化推進資金、林業・木材産業改善資金【638億円（融資枠）】

木材の生産・流通を合理化するため、木材産業等高度化推進資金による融資を行うとともに、林業・木材産業の経営改善等を実施するため、林業・木材産業改善資金を融資した。

(4) 木材加工設備導入等利子助成支援事業【令和3年度当初予算：2.0億円の内数】

品質・性能の確かな木材製品を低コストで安定的に供給するため、製材業を営む企業等が実施する設備導入等と共に、川中事業者を核とする安定供給体制の構築に必要な借入金に対して利子助成を行った。

(5) 林業成長産業化総合対策のうち林業・木材産業成長産業化促進対策のうち木材産業等競争力強化対策（うち木材加工流通施設等の整備）【令和3年度当初予算：123.1億円の内数】

川上から川下の事業者が連携し、生産・加工・流通コストの削減を図ることにより、木材製品の安定的な供給のための木材加工流通施設整備の支援を行った。

(6) 強い農業・担い手づくり総合支援交付金による乳業再編整備等への支援【令和3年度当初予算：強い農業・担い手づくり総合支援交付金162.1億円の内数】

中小乳業の製造コストの低減や衛生水準の高度化を図るため、乳業工場の施設の新増設・廃棄を支援した。

(7) 海外需要創出等支援対策事業【令和3年度当初予算：29.2億円】

2030年5兆円目標の実現に向けた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を実施するため、戦略的な輸出拡大へのサポートや、輸出に取り組む優良事業者の表彰、日本食・食文化の魅力発信による日本製品の海外での需要拡大を支援した。

(8) 輸出環境整備推進事業【令和3年度当初予算：16.9億円の内数】

農林水産物・食品の更なる輸出拡大を図るため、農林水産物・食品輸出本部の下、畜水産物モニタリング検査、インポートトレランス申請、国際的認証取得・更新などの輸出に取り組む事業者による輸出環境課題の解決に向けた取組等を支援した。

(9) 地理的表示保護・活用総合推進事業【令和3年度当初予算：1.3億円】

地理的表示（GI）保護制度の活用促進や輸出拡大のため、GI登録申請から登録後のフォローアップまでの一貫したサポート体制の構築、販路拡大等のための活動に対する支援、国内外へ向けたGI製品の情報発信、海外における知的財産の侵害対策強化等の取組を実施した。

(10) 水産加工業者向けワンストップ窓口の設置・運営

水産施策や中小企業施策等の各種支援策等が水産加工業者に適切に周知され、かつ有効に活用されるよう、関係道府県に設置したワンストップ窓口において水産加工業者の相談に適切に対応した。

(11) 水産バリューチェーン事業【令和3年度当初予算：6.0億円】

生産・加工・流通・販売が連携してマーケットニーズに応えるバリューチェーンの構築支援に加え、加工原料の安定供給を図る取組や加工・流通業者等が加工原料を新たな魚種に転換する取組、産地の水産加工業の中核的人材育成等の取組等を支援した。

(12) 日本政策金融公庫による各種融資【財政投融资】

①特定農産加工業者の経営改善、②特定農林畜水産物の新規用途又は加工原材料用新品種の採用の推進、③食品等製造業者等と農林漁業者等の安定取引関係構築及び農林漁業施設の整備等、④食品の製造又は加工を営む者に対するHACCP導入等のための体制、施設、設備の整備等、⑤水産加工業の体質強化、⑥農業生産関連事業の事業再編等、⑦農林水産物及び食品の輸出促進のために、農林水産事業者及び食品産業事業者に対して融資を行った。

2. 研究開発等横断的分野等における支援

「知」の集積と活用場によるイノベーションの創出【令和3年度当初予算：39.7億円の内数】

農林水産・食品分野におけるイノベーションを創出するため、様々な分野の多様な知識・技術等を結集し、スマート農業技術等の研究開発を重点的に推進する提案公募型研究を実施した。また、農林水産・食品分野において新たなビジネスを創出するため、フードテック等の新たな技術シーズを基に事業化を目指すスタートアップへの支援を実施した。

第2節 中小運輸業対策

1. 倉庫業への支援

経済・社会環境の変化の中で高度化・多様化する物流ニーズやトラックドライバー不足に対応することを目的とし、物流の省力化・効率化を図るため、物流総合効率化法の活用により、輸送機能と保管機能が連携した倉庫の整備を促進した。また、倉庫の脱フロン及び低炭素化を促進するため、省エネ型自然冷媒機器や自立型ゼロエネルギー倉庫モデルの導入を促進した。

2. 内航海運・国内旅客船事業対策【財政投融资】

鉄道・運輸機構の船舶共有建造制度により、内航海運のグリーン化に資する船舶や離島航路の維持・活性化に資する船舶といった政策的意義の高い船舶の建造を促進した。

3. 中小造船業・船用工業対策

(1) 経営の安定のためのセーフティネットの確保に取り組んだほか、経営技術に関する講習を実施した。

(2) 海事産業強化法に基づき、造船・船用事業者が生産性向上や事業再編等に取り組む事業基盤強化計画の認定制度を創設し、必要な資金の長期・低利融資（ツーステップローン）、事業再編に係る登録免許税の軽減、共有建造制度の拡充等の支援措置により造船業の競争力強化に取り組んだ。【財政投融资・税制】

(3) 造船業・船用工業全体の生産性向上を図るため、サプライチェーン全体における造船プロセスの最適化に資する実証事業に取り組んだ。【令和3年度当初予算：2.4億円の内数、令和2年度3次補正予算：1.2億円の内数】

(4) 中小企業等経営強化法に基づき、中小造船業・船用工業の生産性向上を図るため、国土交通省が定めた「船舶産業分野に係る経営力向上に関する指針」に沿って中小企業・小規模事業者が策定した経営力向上計画の認定を行い、税制措置等により設備投資等を促進した。【税制】

(5) 産学官で構成される地方協議会において、中小造船業・船用工業の業界への理解熟成や関心を高める取組として、工業高校の生徒のインターンシップの調整や、小中学生等を対象とした施設見学会を実施した。加えて、外国人造船就労者受入事業の適正な運営を図るとともに、特定技能制度について、適切な制度運用に努めた。【令和3年度当初予算：0.9億円の内数】

第3節 中小建設・不動産業対策

1. 地域建設産業の生産性向上・持続性確保支援事業【令和3年度当初予算：0.1億円】

建設産業の大宗を占める中小中堅企業では、経営者の高齢化に伴う持続性の確保や投資余力や人材に限られる中での生産性向上が課題である。本事業では、新型コロナウイルス感染症を契機とした非接触化や省人化といった新技術導入による生産性向上及び企業活動の持続性確保を図るために、ICT技術活用や事業承継に係る現状・課題の把握、専門家によるコンサルティングのほか、事例集等を通じたノウハウの横展開と普及啓発を実施した。

2. 建設業における金融支援の実施

(1) 地域建設業経営強化融資制度の実施

元請建設企業の資金調達の円滑化を図るため、中小・中堅元請建設企業が工事請負代金債権を担保に、融資事業者(事業協同組合等)から工事の出来高に応じて融資を受けることを可能とする「地域建設業経営強化融資制度」を実施した。なお、本制度では、融資事業者が融資を行うにあたって金融機関から借り入れる転貸融資資金に対して債務保証を付すことにより、融資資金の確保と調達金利の軽減を図っている。

(2) 下請債権保全支援事業の実施

下請建設企業等の債権保全を図るため、中小・中堅下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金債権等をファクタリング会社が保全する「下請債権保全支援事業」を実施した。なお、本事業では、ファクタリング会社に対して一定の損失補償を実施し、下請建設企業等が負担する保証料について助成を行っている。

3. 建設業の海外展開支援【令和3年度当初予算：0.7億円の内数】

我が国の中堅・中小建設企業の海外市場への進出を促進するため、企業が保有する建設技術等を掲載した「建設技術集」を作成し国内外へ紹介したほか、地方自治体と連携し、中堅・中小建

設企業向け海外進出セミナー・個別相談会を全国5か所にて実施した。加えて高度外国人材採用に向け現地大学と連携したジョブフェアをオンラインにて開催した。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた工事中断等に伴い、工期の延長等による追加費用が発生し、その負担等について発注者との交渉が難航している企業もあることから、こうした契約上のトラブルの解決を支援するため、法務相談を無料で受け付ける体制を整備した。

4. 中小不動産業者に対する金融措置

中小不動産事業者の信用を補完し金融を円滑化するため、中小不動産事業者の協業化円滑資金や地域再生のための事業資金等に対する債務保証事業を継続実施した。

5. 地域型住宅グリーン化事業【令和3年度当初予算：140億円の内数、令和3年当初予算流用額：30億円の内数、令和3年度補正予算：30億円の内数】

地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの関連事業者からなるグループによる、省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅・建築物の整備及び省エネ改修に対して支援を行った。

6. 木造住宅・都市木造建築物における生産体制整備事業【令和3年度当初予算：5億円の内数】

木造住宅の担い手である大工技能者の減少・高齢化が進む中、木造住宅や都市部における非住宅や中高層の木造建築物（都市木造建築物）の生産体制の整備を図るため、民間団体等が行う大工技能者の確保・育成の取組等に対する支援を行った。

第4節 生活衛生関係営業対策

1. 生活衛生営業対策【令和3年度当初予算額：13.1億円の内数、令和3年度補正予算額：8.1億円】

理美容業、クリーニング業、飲食店営業などの生活衛生関係営業の経営の健全化、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護を図り、もって安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進するため、生活衛生同業組合及び連合会、全国生活衛生営業指導センター、都道府県生活衛生営業指導センターに対して補助を実施した。また、委託事業として、生活衛生関係営業者が「新しい生活様式」に適応し、生産性向上に向けた取組を行えるよう、都道府県生活衛生営業指導センター経営指導員と中小企業診断士等との連携による生産性向上ガイドライン・マニュアルを活用した個別相談を実施した。

2. 生活衛生関係営業に関する貸付【令和3年度当初予算：36.5億円の内数】

生活衛生関係営業の資金繰り支援を行うことで公衆衛生の向上及び増進を図るため、日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）において融資を行った。2021年度においては、生活衛生関係営業者の生活衛生関係営業者の円滑な創業を支援するため、創業者向け融資制度を拡充（創業支援貸付利率特例制度の再創設）するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響等により業況悪化をきたしている生活衛生関係営業者が資金繰りを円滑に行えるよう、日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）が実施する融資を行うために必要な財政支援を行った。

第7章 その他の中小企業施策

第1節 環境・エネルギー対策

1. 国内における温室効果ガス排出削減・吸収量認証制度の実施委託費（J-クレジット制度）【令和3年度当初予算：3.8億円の内数】

J-クレジット制度は、設備投資等による温室効果ガス削減量を認証する制度。本事業で、中小企業等への支援や需要開拓を行い、経済と環境の好循環の実現を図った。

2. 環境・エネルギー対策資金(公害防止対策関連)【財政投融资】

中小企業の公害防止対策を促進するため、公害防止設備の導入等をする事業者に対して株式会社日本政策金融公庫による融資を行う制度である。2021年度においては、下記のとおり着実に実施した。

〔融資実績〕2021年4月～2021年12月における件数および金額

- ・アスベスト対策 3件、88百万円
- ・水質汚濁防止 3件、204百万円
- ・産業廃棄物・リサイクル関連 21件、2,493百万円
- ・土壌汚染対策 1件、10百万円

3. カーボンニュートラル投資促進税制【税制】

「2050年カーボンニュートラル」という高い目標を達成するため、大きな脱炭素効果を持つ製品の生産設備や、生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の投資を促進するカーボンニュートラルに向けた投資促進税制を新たに講じた。

4. 公害防止税制【税制】

公害防止税制は、中小企業を含む事業者の公害防止への取組を支援するため、公害防止用設備（汚水又は廃液処理施設）に係る課税標準の特例措置を引き続き講じた。

5. 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金【令和3年度当初予算：325億円の内数】

工場・事業場における省エネ性能の高い設備・機器への更新や、高い省エネポテンシャルを有し、今後市場への普及が見込まれる先進的な省エネ設備の導入を支援した。

6. 省エネルギー設備投資に係る利子補給金助成事業費補助金【令和3年度当初予算：12.3億円の内数】

新設・既設事業所における省エネ設備の新設・増設等を行う際、民間金融機関等から融資を受ける事業者に対し、融資に係る利子補給を行った。

7. 中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業【令和3年度当初予算：8.2億円の内数】

エネルギー利用最適化診断事業・情報提供事業を通じて、中小企業等の工場・ビル等のエネルギー管理状況の診断を実施し、AIやIoT等を活用した運用改善や再エネ導入等の提案や、診断事例の横展開、関連セミナーへの講師派遣を行った。

また、地域のエネルギー利用最適化取組支援事業を通じて、省エネや再エネ導入に関する相談拠点となるプラットフォームを地域毎に構築するとともに、相談に係る窓口や支援施策などをポータルサイトに公開した。

8. 産業・業務部門における高効率ヒートポンプ導入促進事業【令和3年度当初予算：46.5億円の内数】

製造工場等の熱プロセスにおいて、一定水準以上の性能を有する高効率なヒートポンプを導入することにより革新的なプロセス改善を行うことで、エネルギー消費効率の大幅な向上を見込む事業に対して支援した。

9. 地域低炭素投資促進ファンド事業【令和3年度当初予算：48億円の内数】

一定の採算性・収益性が見込まれるものの、リードタイムや投資回収期間が長期に及ぶこと等に起因するリスクが高く、民間資金が十分に供給されていない再生可能エネルギー事業等の脱炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトに対し、「地域脱炭素投資促進ファンド」からの出資を行った。

10. エコリース促進事業【令和3年度当初予算：14億円の内数】

多額の初期投資費用（頭金）の負担が困難な中小企業等が設備投資を行う際、頭金を必要としないリースという金融手法の活用が有効であるところ、本事業によってリース料総額の一部を補助することで脱炭素機器の導入促進を図った。

11. エコアクション21【令和3年度当初予算：0.1億円の内数】

中堅・中小事業者にも取り組みやすい環境マネジメントシステムとして環境省が策定した環境マネジメントシステム「エコアクション21」のガイドラインの普及等を通して、環境経営の普及促進を行った。

12. 環境・エネルギー対策資金(非化石エネルギー関連)【財政投融资】

中小企業による再生可能エネルギーの利用を促進するため、株式会社日本政策金融公庫が、再エネ発電設備・熱利用設備を導入する際に必要な資金を中小企業向けに低利で貸し付けることができる制度。2021年4月から2021年12月までに449件、56億円規模の融資を実施した。

第2節 知的財産活動の促進

1. 中小企業向けの特許料等の軽減

全ての中小企業を対象に、審査請求料、特許料（第1年分～第10年分）、国際出願に係る手数料（調査手数料、送付手数料、予備審査手数料）を1/2に軽減する措置及び国際出願手数料や取扱手数料の1/2に相当する額を交付する措置を実施した。また、中小ベンチャー企業・小規模企業に対しては、審査請求料、特許料（第1年分から第10年分）、国際出願に係る手数料（調査手数料、送付手数料、予備審査手数料）を1/3に軽減する措置及び国際出願手数料や取扱手数料の2/3に相当する額を交付する措置を実施した。

2. 早期審査・早期審理制度

特許について、出願人や審判請求人が中小企業・小規模事業者の場合、「早期審査に関する事情説明書」や「早期審理に関する事情説明書」を提出することにより、通常に比べ早期に審査又は審理を受けられるよう早期審査・早期審理を実施した。また、ベンチャー企業の特許について、「早期審査に関する事情説明書」を提出することにより、原則1か月以内に1次審査結果を通知できる

（「スーパー早期審査」）運用を2018年7月9日から開始した。意匠・商標についても早期審査・早期審理の要件を満たせば、早期に審査又は審理を受けられるよう早期審査・早期審理を実施した。2021年度の早期審査の申請件数は2万7,250件、早期審理の申請件数は262件に上った（2022年1月末現在）。

3. 出張面接・オンライン面接【令和3年度当初予算：0.5億円】

特許・意匠について、中小・ベンチャー企業等への支援を目的として、全国各地の面接会場において審査官・審判官が出張面接を実施するとともに、特許・意匠・商標について、インターネット回線を利用し出願人自身のPCから参加できるオンライン面接を実施した。また、2017年7月に開設した工業所有権情報・研修館（以下、INPIT）近畿統括本部（INPIT-KANSAI）においても、出張面接、オンライン面接を実施した。

4. 特許情報の提供

国内外の特許情報をインターネット上で、無料で検索・照会できる下記サービスの提供を実施した。①2020年度に引き続き、「特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）」を通じて、特許・実用新案・意匠・商標の公報や審査経過情報を検索・照会できるサービスを提供した。加えて2021年度には、特許公報等の発行が迅速化されることに対応して、これらの公報を発行後速やかにJ-PlatPat上で検索・閲覧できるようにするための改良を実施した。②2020年度に引き続き、「外国特許情報サービス（FOPISER）」を通じて、ASEAN等の日本企業の進出が著しい諸外国の特許情報を検索・照会できるサービスを提供した。

5. 特許戦略ポータルサイト【令和3年度当初予算：0.1億円】

特許庁ホームページ内の特許戦略ポータルサイトにおいて、申し込みのあった出願人に対し、直近10年間の特許出願件数、審査請求件数、特許査定率等のデータが掲載された「自己分析用データ」を提供した。

6. 知的財産権制度に関する普及【INPIT交付金の内数】

知的財産権制度に関する知見・経験のレベルに応じて、[1]知的財産権制度の概要や基礎的知識について説明する初心者向け説明会、[2]特許・意匠・商標の審査基準や、審判制度の運用、国際出願の手続等、専門性の高い内容を分野別に説明する実務者向け説明会、[3]最新の法令改正事項を広く説明する法改正の説明会に係る動画コンテンツのオンライン配信を行った。

7. 中小企業の知財に関するワンストップサービスの提供（知財総合支援窓口）【INPIT交付金の内数】

中小企業等が抱える様々な経営課題について、自社のアイデアや技術などの「知的財産」の側面から解決を図る支援窓口として、各都道府県に「知財総合支援窓口」を設置している。知財総合支援窓口では、支援担当者が、アイデア段階から事業展開、海外展開までの様々な経営課題等に対し、弁理士や弁護士、デザイナー、中小企業診断士などの専門家と協働して、知的財産の側面から効率的・網羅的に解決を図るほか、職務発明・営業秘密などの知財管理や、地理的表示保護制度（GI）等の農業分野の知財、知財・標準化戦略等の様々な経営相談にも、よろず支援拠点をはじめとする関係支援機関と連携しつつ、対応している。2021年度は、「第2次地域知財活性化行動計画（2020.7.15）」で設定された目標（中央KPI及び地域KPI）を踏まえた支援を

実施した。2022年2月末現在で、113,920万件以上の相談等に対応するとともに、よろず支援拠点をはじめとする関係支援機関と連携した支援を11,524件以上実施した。

8. 営業秘密に関するワンストップ支援体制の整備【INPIT 交付金の内数】

2015年にINPITに開設した「営業秘密・知財戦略相談窓口」において、知財総合支援窓口とも連携し、主に中小企業を対象として、企業の持つ技術の特許として権利化するか営業秘密として秘匿するかのオープン・クローズ戦略や、秘匿化を選択した際の営業秘密の管理等に関する相談に専門家が対応した。特に営業秘密の漏えい・流出事案や情報セキュリティ対策、サイバー攻撃については、相談内容に応じて、警察庁や独立行政法人情報処理推進機構（IPA）とも連携した対応を継続した。加えて、地方自治体や中小企業支援機関が主催するセミナーへの講師派遣、eラーニングコンテンツ等による普及・啓発活動も実施し、本相談窓口の周知を通じて中小企業による活用を促進した。

9. 知財金融促進事業（中小企業知財経営支援金融機能活用促進事業）【令和3年度当初予算：1.1億円】

中小企業の知財を活用した経営を支援するため、知財を切り口とした事業性評価を行う金融機関に対し、中小企業の知的財産を活用したビジネスについてわかりやすく説明した「知財ビジネス評価書」の提供や、経営課題に対する解決策をまとめた「知財ビジネス提案書」の作成の支援等、知財に着目した融資や経営支援につなげる取組を行った。

10. 中小企業知的財産支援事業【令和3年度当初予算：0.9億円】

産業支援機関等による先導的・先進的な知財支援の取組を地域に定着させることを通じて、中小企業等の知財保護・活用を促進するため、当該取組に対し、経済産業局等を通じて必要な経費の補助を行った。2021年度は、11件の取組を支援した。

11. 新興国等知財情報データベース【INPIT 交付金の内数】

INPITが運用するウェブサイト上で、新興国等でのビジネスに関わる我が国の企業の法務・知財担当者等を対象に、新興国等における出願実務、審判・訴訟実務、ライセンス実務情報、統計・制度動向等の情報を提供した。2021年度は、掲載記事の更なる拡充を行った。（2021年12月末現在：掲載記事数 3,021件）

12. 海外知的財産プロデューサー派遣事業【INPIT 交付金の内数】

海外における事業展開を知的財産リスクマネジメント及び知的財産活用の視点から支援するため、海外での事業展開が期待される有望技術を有する中小企業等に対し、知的財産マネジメントの専門家（海外知的財産プロデューサー）を工業所有権情報・研修館（INPIT）から派遣している。2021年度は、6人の海外知的財産プロデューサーにより、129者（2021年12月末現在）の支援を行った。

13. 日本発知財活用ビジネス化支援事業【令和3年度当初予算：1.0億円】

中堅・中小企業や地域団体商標取得団体の知的財産を活用した外国でのビジネス展開の促進を支援するため、JETROを通じて以下の取組を行った。

①国内外におけるセミナーの開催から現地専門家を活用したビジネスプランの作成支援やビジネスパートナーへのプレゼンテーション機会の提供等にわたる包括的支援。②海外見本市への出展支援及び現地における商談会等の開催によるビジネスパートナーとの商談機会の提供。③採択された企業・団体が持つ技術やブランド等を活かした商品等を海外展開するためのプロモーション活動の支援を実施。④現地パートナー候補の発掘等、海外事業展開に必要な調査の実施。

1 4. 中小企業等外国出願支援事業【令和3年度当初予算：6.0億円の内数】

中小企業等による戦略的な外国出願を促進するため、JETRO や都道府県中小企業支援センター等を通じて、外国への事業展開等を計画している中小企業に対し、外国への出願に要する費用（外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費用等）の一部を助成した。

1 5. 戦略的知財活用型中小企業海外展開支援事業費補助金【令和3年度当初予算：0.7億円】

中小企業の知財を活用した海外展開を戦略的に支援するため、中小企業基盤整備機構を通じて、専門家が海外知財戦略の策定や課題解決に係るコンサルティングを行った。また、特許協力条約に基づく国際出願・国内移行等の費用について、一部を助成した。

1 6. 中小企業等海外侵害対策支援事業【令和3年度当初予算：6.0億円の内数】

中小企業の海外での適時適切な産業財産権の権利行使を支援するため、JETRO を通じて、模倣品に関する調査や模倣品業者に対する警告・行政摘発手続に要する費用を補助した。また、海外で現地企業等から知財権侵害で訴えられた場合の弁護士等への相談費用や訴訟に要する費用、冒認商標無効・取消係争の実施に要する費用についても補助を行った。

1 7. 海外知財訴訟保険補助事業【令和3年度当初予算：6.0億円の内数】

中小企業等が海外において知財訴訟に巻き込まれた際の対抗措置をとることができるようにするため、中小企業等を会員とした全国規模の団体を運営主体として、知財訴訟費用を賄う海外知財訴訟保険を実施した。中小企業等を会員とする全国規模の団体に補助金を交付し、海外知財訴訟保険の掛金の1/2（継続して2年目以降も本補助金の対象となる場合は1/3）を補助し掛金負担を軽減することで、中小企業の加入を促進した。

1 8. 中小企業等アウトリーチ事業（営業秘密漏えい対策）【令和3年度当初予算：18.2億円】

中小企業の海外での意図しない営業秘密・技術流出防止を目指すべく、在外日系企業を主なターゲットにすえて、現地専門家によるハンズオン支援（研修、管理状況・労働契約書の改善案の作成、フォローアップ）と情報提供活動（営業秘密の管理・保護に向けたマニュアルの作成・啓発）を実施し、営業秘密の管理体制の構築を支援した。ハンズオン支援は中国、タイ、ベトナムで21社に対して実施した。

第3節 標準化の推進

1. 中堅・中小企業等における標準化の戦略的活用の推進

「成長戦略2021」、「知的財産推進計画2021」に基づき「新市場創造型標準化制度」を活用して、中堅・中小企業等から提案のあった案件について、2022年1月下旬時点までで規格を44件制定した。さらに、自治体・産業振興機関、地域金融機関、大学・公的研究機関（パートナー機関）と一般財団法人日本規格協会が連携し、地域において標準化の戦略的活用に関する情報提

供・助言等を行う「標準化活用支援パートナーシップ制度」のパートナー機関数を2022年1月時点で170機関に拡大した。また、中堅・中小企業等向けに、標準化に関する戦略的活用についてのセミナーを実施した（実績は、2022年1月下旬時点で8件）。

第4節 調査・広報の推進

1. 施策の広報

中小企業施策を普及・広報するため、施策のポイントをまとめたガイドブックやチラシ等を作成し、地方公共団体や中小企業支援機関、金融機関等に配付したほか、中小企業支援ポータルサイト「ミラサポ plus」を通じた情報発信により、広く普及・広報を実施した。

(1) 冊子類の発行

中小企業施策を利用する際の手引き書として200以上の施策を紹介した「中小企業施策利用ガイドブック」やチラシ等を作成し、中小企業、地方公共団体、中小企業支援機関（商工会、商工会議所等）、金融機関、中小企業を支援する税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士等に広く配布した。

(2) インターネットを活用した広報

①ホームページによる広報：中小企業庁ホームページにおいて、中小企業施策に関する最新情報、公募に関する情報、広報のためのチラシ、冊子等を公表した。2021年度は約4,283万（2021年12月末現在）ページビューのアクセスがあった。

②メールマガジン：中小企業支援機関等と連携し、補助金等の支援施策情報、地域情報、調査・研究レポート等の情報をメールマガジン登録者に毎週配信した。（配信数：約6万件（2022年1月末現在））

(3) ミラサポ plus（中小企業向け補助金・総合支援サイト）を活用した広報

ミラサポ plus を通じて最新の支援情報や補助金申請のノウハウ、活用事例などを分かりやすくタイムリーに全国の中小企業に届けた。（会員数：約10.5万人、1,586万ページビューのアクセスがあった。（2022年1月末現在））

2. 中小企業白書・小規模白書の作成

中小企業の現状や課題を把握するため、中小企業基本法第11条の規定に基づく年次報告等（2021年版中小企業白書）を作成した。また、小規模企業の現状や課題を把握するため、小規模企業振興基本法第12条の規定に基づく年次報告等（2021年版小規模企業白書）を作成した。

3. 中小企業実態基本調査

中小企業の売上高、従業員数等の経営・財務情報に関する統計を整備するため、中小企業基本法第10条の規定に基づく中小企業実態基本調査を実施した。

4. 中小企業景況調査の公表

中小企業の景気動向について、四半期ごとに独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する中小企業景況調査の公表を行った。